

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人福祉医療機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度(第4期)
	中期目標期間	平成30年度～令和4年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	社会・援護局	担当課、責任者	社会・援護局福祉基盤課 宇野 禎晃 福祉基盤課長
	社会・援護局障害保健福祉部		社会・援護局障害保健福祉部企画課 源河 真規子 企画課長
	医政局		医政局医療経営支援課 岩下 正幸 医療経営支援課長
	年金局		年金局資金運用課 石川 賢司 資金運用課長
	労働基準局		労働基準局労災保険業務課 西岡 邦明 労災保険業務課長
	子ども家庭局		子ども家庭局母子保健課 小林 秀幸 母子保健課長
	健康局		健康局難病対策課 尾崎 守正 難病対策課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 生田 直樹 参事官

3. 評価の実施に関する事項	

4. その他評価に関する重要事項	

様式 1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価						
評価 (S、A、B、C、 D)		(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況				
		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
		B	B			
評価に至った理由						

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	福祉医療貸付事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第1号、2号、第3号、第5号及び第6号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっており、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対する長期・固定・低利の資金の提供等によりこの取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号 796・804・944

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
制度の周知・広報回数（計画値）	100回以上	—	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上	100回以上		予算額（千円）	41,126,966	38,503,401	34,692,196	
制度の周知・広報回数（実績値）	—	126回	126回	136回	151回				決算額（千円）	37,772,043	34,222,305	31,767,325	
達成度	—	—	126.0%	136.0%	151.0%				経常費用（千円）	43,815,149	33,645,816	38,180,043	
協調融資金融機関数（計画値）	最終年度に65機関以上増加	—	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上	13機関以上		経常利益（千円）	△ 2,875,705	4,442,862	817,896	
協調融資金融機関数（実績値）	—	362機関	13機関 (372機関)	13機関 (380機関)	16機関 (393機関)				行政コスト（千円）	—	34,779,623	38,180,043	
達成度	—	—	100.0%	100.0%	123.1%				行政サービス実施コスト（千円）	3,726,006	—	—	
実地調査等の実施先数（計画値）	55貸付先以上	—	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上	55貸付先以上		従事人員数	152.52人	146.38人	149.93人	
実地調査等の実施先数（実績値）	—	88貸付先	74貸付先	70貸付先	71貸付先								
達成度	—	—	134.5%	127.3%	129.1%								

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価														
				業務実績	自己評価	評価	理由													
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとし、1～9の各項目を一定の事業等のまとまりとする。</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げら</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉、介護及び医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や介護ニーズに応じた機動的な介護サービス基盤の整備、地域包括ケアの推進、地域における小児・周産期医療体制の充実や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられている。</p>	<p>第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 福祉医療貸付事業</p> <p>福祉医療貸付事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上増加させる。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を151回実施した。</p> <p>② 協調融資制度の覚書締結金融機関数を16機関増加させ、制度利用者が速やかに民間資金を活用できるよう体制整備を推進した。</p> <p>③ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を71貸付先に実施した。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">○福祉貸付</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>令和2事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>443,158,500千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>431,759,400千円</td> </tr> </table> <p>○医療貸付</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>令和2事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>1,283,272,800千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>1,296,886,900千円</td> </tr> </table>	○福祉貸付		区分	令和2事業年度	貸付契約額	443,158,500千円	資金交付額	431,759,400千円	区分	令和2事業年度	貸付契約額	1,283,272,800千円	資金交付額	1,296,886,900千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：S</p> <p>○ 福祉貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備に係る補助対象事業への支援として、特別養護老人ホーム等に対する融資率の引上げによる優遇融資(106件)、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備に対する融資率の引上げによる優遇融資(327件)等を実施した。当該融資の実施にあたっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や整備を支援するとともに、当該施設に従事する介護職員等の新たな雇用の創出に貢献することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、生計困難者の受け皿として創設された日常生活支援住居施設に係る融資制度を創設するとともに、児童養護施設及び乳児院の更なる小規模化又は地域分散化の整備に係る融資条件について、融資率及び償還期間の拡充を行った。</p> <p>更なる取組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が生じた事業者への経営資金の優遇融資(8,691件)を行った結果、令和2年度における審査実績は9,478件、486,733百万円、貸付契約額は443,159百万円、資金交付額は431,759百万円となった。</p> <p>○ 医療貸付事業においては、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の医療施策に即して病院の耐震化整備事業</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>
○福祉貸付																				
区分	令和2事業年度																			
貸付契約額	443,158,500千円																			
資金交付額	431,759,400千円																			
区分	令和2事業年度																			
貸付契約額	1,283,272,800千円																			
資金交付額	1,296,886,900千円																			

<p>れている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p>	<p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療貸付事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、施設開設者等の負担軽減を図り、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するとともに、政策融資としての役割を踏まえ、地域における社会福祉施設及び医療関係施設等の維持及び存続を図ることを最優先としつつ、貸付債権の適正な管理を行うことが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>福祉貸付事業については、国の福祉政策に即して民間の社会福祉施設等の整備に対し長期・固定・低利の資金を提供すること等により、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p>を行うこととし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>					<p>に対する融資率の引上げによる優遇融資（20件）、地域医療構想に基づく建築、改築等の整備事業への支援として、病院に対する貸付利率の引下げによる優遇融資（8件）、医療機能分化の観点から、特定病院（規模の大きな病院及び専門的な医療を行う病院）に対する融資限度額の特例を適用する優遇融資（29件）及び中小規模病院に対する融資率の引上げを適用する優遇融資（13件）等を実施した。当該融資の実施にあたっては、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤の維持や推進を支援することができた。</p> <p>また、国の政策を踏まえた新たな融資メニューとして、医師少数区域等において病院・診療所を開設する際の融資条件について融資率等の優遇措置を創設するとともに、地域医療構想に基づく、統廃合に係る融資条件について貸付利率等に係る優遇措置を拡充した。</p> <p>加えて、福祉医療貸付共通の事項として、老朽施設の改築整備に係る貸付利率の優遇を実施するとともに、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域再生計画地域に整備する福祉施設、医療施設に対する融資率及び償還期間の拡充を行ったほか、自家発電設備等の導入工事に係る融資条件について限度額等の優遇措置の拡充を行った。</p> <p>更なる取組みとして、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障のある事業者への経営資金の優遇融資（20,790件）を行った結果、令和2年度における審査実績は20,863件 1,376,786百万円、貸付契約額は1,283,273百万円、資金交付額</p>		
---	--	--	--	--	--	--	---	--	--

(1) 国の福祉医療政策における政策目標を着実に推進するため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を実施すること。

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、毎年度、国と協議の上、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、福祉医療貸付事業を実施する。

(1) 政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、利用者等に対し、融資方針の周知等に努め、当該方針に基づき事業を実施する。

<評価の視点>

○ 毎年度、国と協議のうえ、当該年度における融資の基本方針を定めた融資方針に基づき、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資を実施しているか。

○ 国及び地方公共団体の福祉医療政策と緊密に連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進する施設整備や子育て安心プランの実現に向けた保育所整備等、政策優先度に即した効果的かつ効率的な政策融資について、地方公共団体の意見を踏まえるとともに厚生労働省関係部署と調整のうえ策定した令和2年度融資方針に基づき実施した。

また、新型コロナウイルスの影響により事業停止等となった福祉医療関係施設の事業者に対して、福祉医療基盤の維持・存続を目的とした緊急的な融資を実施した。

なお、令和2年度融資方針については、政策優先度に即して効果的かつ効率的な政策融資を行うため、機構ホームページに公表するとともに、都道府県・指定都市・中核市、受託金融機関及び協調融資覚書締結金融機関あて通知により周知した。

○ 令和2年度における貸付審査の実績は、次のとおりである（カッコ書きは新型コロナウイルス対応支援資金の再掲）。

《福祉貸付》

(金額の単位：百万円)

施設の種類	令和2年度		令和元年度		前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額	
老人福祉関係施設	5,075 (4,885)	300,716 (201,201)	220 (10)	101,845 (241)	295.3%
うち特養	600 (449)	114,979 (23,793)	166 (1)	95,519 (30)	120.4%
児童福祉関係施設	2,152 (1,793)	96,848 (60,702)	408 (10)	39,220 (166)	246.9%
うち保育所	337 (113)	24,668 (4,221)	263 (8)	23,399 (106)	105.4%
障害者福祉関係施設	2,176 (1,948)	84,325 (66,622)	172 (2)	15,554 (15)	542.1%
その他	75 (65)	4,843 (2,460)	5	1,210	400.2%
計	9,478 (8,691)	486,733 (330,984)	805 (22)	157,829 (422)	308.4%

《医療貸付》

(金額の単位：百万円)

施設の種類	令和2年度		令和元年度		前年度比 (金額)
	件数	金額	件数	金額	
病院	2,501 (2,466)	714,749 (633,984)	52 (1)	113,019 (100)	632.4%
介護老人保健施設	567 (560)	55,894 (51,817)	10	6,519	857.4%
介護医療院	38 (31)	5,321 (2,903)	4	1,810	294.0%
診療所等	17,757 (17,733)	600,822 (599,028)	40 (7)	3,368 (214)	17851.4%
計	20,863 (20,790)	1,376,786 (1,287,731)	106 (8)	124,715 (314)	11,104.3%

は1,296,887百万円となった

○ 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント（ガイドライン）」等を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について周知するとともに、令和2年度に発生した災害（令和2年5月豪雨や令和3年福島県沖地震）及び新型コロナウイルス感染症に伴い、速やかに災害復旧資金及び新型コロナウイルス対応支援資金等の周知・広報活動を実施した。

また、貸付業務の円滑な実施を推進するため、地方公共団体や関係団体に融資制度のPR（151回）を行うなど、制度周知を積極的に実施した。

○ 国の福祉医療政策に即した施設整備に係る資金需要を踏まえ、社会福祉施設及び医療関連施設等の整備計画の早期段階から、事業者に対する的確な融資相談等に応じる態勢を整備し、長期にわたる安定経営が可能となるよう、事業計画の妥当性や財務状況の分析等の機構職員が有する専門性を活かした多面的な支援・助言等を積極的に行った。（相談実績：福祉貸付1,206件、医療貸付80件）

○ 民間金融機関との協調融資の促進を図る観点から、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供（5回）するとともに、オンライン開催した金融機関業務打合せ会議において社会福祉施設及び医療関連施設に関するデータや福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した。

○ 全国地方銀行協会との意見交換をオンラインで開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図ること。

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

- (関連指標)
- 政策融資による施設整備実績
 - ・借入申込受理実績
 - ・審査実績
 - ・貸付契約実績
 - ・資金交付実績
 - ・政策に即した優遇融資実績
 - ・政策への貢献度(整備定員数)
 - 災害対応実績
 - ・意見交換会開催実績
 - ・個別融資相談会開催実績
 - ・訪問相談実績
 - ・借入申込受理実績
 - ・審査実績

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、地域医療介護総合確保基金を活用した施設整備、耐震化整備、保育所等の整備に係る資金需要や、災害復旧、新型コロナウイルス感染症又は金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図る。

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、国の要請等に基づき、災害復旧、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応するなど、融資対象の重点化及び必要な融資枠の確保、融資条件の改善等により、増大する利用者ニーズへの対応を図っているか。

- 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、次のとおり政策に沿った融資条件の改善及び優遇措置を講じた。
 - a 特別養護老人ホーム(定員30人以上)、介護老人保健施設及び介護医療院に係る老朽施設の改築整備について融資条件を拡充した(実績:25件108,745百万円)。
 - b まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられる施設・事業について、優遇措置を創設した(実績:8件2,778百万円)。
 - c 防災や減災に係る融資制度について、対象に自家発電設備整備及び給水設備整備を追加し、融資条件を拡充した(実績:1件152百万円)。
 - d 日常生活支援住居施設に係る融資制度を創設した。
 - e 児童養護施設等において、小規模化かつ地域分散化を図る整備に対して優遇措置を創設した(実績:3件444百万円)。
 - f 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして厚生労働大臣から認定を受けた医師が、医師少数区域等において病院、診療所を開設する際の優遇措置を創設した。
 - g 地域医療構想支援資金について、病院の統廃合に伴う残債処理等に対して融資条件を拡充した。
- 令和2年度における政策への貢献度(主な施設の定員(病床)増加数)は、次のとおりである。

施設の種類	令和2年度	令和元年度	前年度比
特別養護老人ホーム	9,793人	5,743人	170.5%
保育所	12,027人	12,310人	97.7%
病院	247床	575床	43.0%

交換(1回)を行った。

- 併せ貸し(協調融資制度)の一層の普及を図るため、原則として全ての借入申込者に対して、融資相談時に協調融資制度を案内するとともに、民間金融機関(メインバンク)の支援体制等の確認を徹底したほか、地方公共団体や福祉医療関係団体を訪問し、機構の融資制度及び協調融資制度の周知・広報活動を行った。また、協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して訪問活動を実施するなど、併せ貸しの利用の向上に資するための取組みを実施した結果、中期計画(目標65機関増加)に対して16機関拡大し、制度利用者が円滑に民間資金を活用することができる体制整備を推進した。
- 昨今の社会福祉施設及び医療施設等を取り巻く経営環境については、介護報酬及び診療報酬の改定を受け依然として厳しい状況が続いている中で、貸付先からの返済相談に対し迅速かつきめ細かな対応を行うとともに、地域の社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を図ることが機構の役割であることを認識しつつ、既往貸付金の貸出条件緩和等により積極的に支援することができた。
- 正常先・要注意先の管理の高度化等を図る取組みとして、平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、平年度化モニタリング先等から定期的に報告を受けるとともに経営的な助言を行い、信用リスク分科会に状況を報告した。
- 債権悪化の未然防止として、貸付先の令和元年度決算に基づきイエローゾーン先の抽出を行ったうえで、経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る事例報告を信用リス

<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図ること。</p>	<p>・貸付契約実績 ・資金交付実績</p> <p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図る。</p> <p>(関連指標) ○貸付制度周知広報活動実績 ・個別融資相談件数 ・訪問相談実績</p>	<p>(2) 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報等を実施し、利用者等が福祉医療貸付制度に関する情報を得られるよう、地方公共団体等との連携強化を図る。</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を実施し、地方公共団体等との連携強化を図っているか。</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、次の取組みを行った。</p> <p>a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、新型コロナウイルス感染予防の観点から、自治体主催のオンライン座談会や経営サポートセンターのオンラインセミナーにおいてコロナ融資の概要説明動画を配信するとともに、コロナ融資に係る PR 動画を機構ホームページに掲載したほか、オンラインによる IR 活動への参加や関連団体が作成している広報誌への融資概要の寄稿などにより、融資制度の PR を行った (実績: 151 回)。</p> <p>b 関係団体主催のセミナーなどにおいて、機構職員による福祉医療施設の経営に係る講義に併せて融資制度の説明を行った。(実績: 講義 5 回)</p> <p>c 大学病院等に対し、新型コロナウイルス対応支援資金について、電話・DM 等でアプローチするとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績: 電話・DM105 法人、訪問相談 22 法人)</p> <p>d 地域医療構想に資するため、将来的に整備を検討している病院に対し DM・電話で融資制度の周知を行うとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績: 電話・DM50 法人、訪問相談 19 法人)</p> <p>e 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、次の取組みを行った。</p> <p>a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、新型コロナウイルス感染予防の観点から、自治体主催のオンライン座談会や経営サポートセンターのオンラインセミナーにおいてコロナ融資の概要説明動画を配信するとともに、コロナ融資に係る PR 動画を機構ホームページに掲載したほか、オンラインによる IR 活動への参加や関連団体が作成している広報誌への融資概要の寄稿などにより、融資制度の PR を行った (実績: 151 回)。</p> <p>b 関係団体主催のセミナーなどにおいて、機構職員による福祉医療施設の経営に係る講義に併せて融資制度の説明を行った。(実績: 講義 5 回)</p> <p>c 大学病院等に対し、新型コロナウイルス対応支援資金について、電話・DM 等でアプローチするとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績: 電話・DM105 法人、訪問相談 22 法人)</p> <p>d 地域医療構想に資するため、将来的に整備を検討している病院に対し DM・電話で融資制度の周知を行うとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績: 電話・DM50 法人、訪問相談 19 法人)</p> <p>e 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を通じて地方公共団体等との連携強化を図るために、次の取組みを行った。</p> <p>a 貸付業務の円滑な実施を推進するため、これまでの地方公共団体や関係団体へ出向いての説明に加え、新型コロナウイルス感染予防の観点から、自治体主催のオンライン座談会や経営サポートセンターのオンラインセミナーにおいてコロナ融資の概要説明動画を配信するとともに、コロナ融資に係る PR 動画を機構ホームページに掲載したほか、オンラインによる IR 活動への参加や関連団体が作成している広報誌への融資概要の寄稿などにより、融資制度の PR を行った (実績: 151 回)。</p> <p>b 関係団体主催のセミナーなどにおいて、機構職員による福祉医療施設の経営に係る講義に併せて融資制度の説明を行った。(実績: 講義 5 回)</p> <p>c 大学病院等に対し、新型コロナウイルス対応支援資金について、電話・DM 等でアプローチするとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績: 電話・DM105 法人、訪問相談 22 法人)</p> <p>d 地域医療構想に資するため、将来的に整備を検討している病院に対し DM・電話で融資制度の周知を行うとともに、希望する先については訪問し、具体的な相談を実施した。(実績: 電話・DM50 法人、訪問相談 19 法人)</p> <p>e 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p>	<p>ク分科会において報告のうえ、関係部署にフィードバックした。</p> <p>また、イエローゾーン先として継続的にフォローしている先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため面談等を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図ったほか、改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、チェックポイントの追加等の見直しを行うなど、経営改善に向けた取組みを実施した。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、令和元年度中に新型コロナウイルス対応支援資金の融資を開始し、令和 2 年度補正予算等により 3 回にわたり、無担保・無利子の優遇融資の条件を拡充した。</p> <p>また、相談・申請件数の急激な増加に迅速かつ適切に対応するため、組織横断的な併任体制として「新型コロナウイルス対応融資業務室」を設置するとともに、「専用コールセンター」を開設するなど緊急的な資金繰り支援の体制を整備した。</p> <p>さらには、貸付業務システムの構築、機構ホームページの充実(申込様式、FAQ 等の掲載、申込書入力フォームの簡素化等)、借入関係提出書類の大幅な削減等により利用者の利便性の向上を図った。これらの自主的な取組みにより、中期目標策定時には想定し得なかった資金需要(29,481 件、1,618,715 百万円)に対し、申込から資金交付まで概ね 1 か月と迅速な処理を行うことができ、新型コロナウイルスで影響を受けた福祉医療関係施設の経営安定化に貢献した。</p> <p>その他、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)と「病院等事業者に</p>
<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資する観点から、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハ</p>	<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設</p>	<p>(3) 利用者の円滑な資金調達に資するよう、民間金融機関と協調した融資を推進するため、これまでの融資や経営診断を通じて得た社会</p>	<p>○ 融資や経営診断を通じて得た社会福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供しているか。</p>	<p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供した(実績: 5 回)。</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換をオンライン開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った(実績: 1 回)。</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀</p>	<p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供した(実績: 5 回)。</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換をオンライン開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った(実績: 1 回)。</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀</p>	<p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供した(実績: 5 回)。</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換をオンライン開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った(実績: 1 回)。</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀</p>	<p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供した(実績: 5 回)。</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換をオンライン開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った(実績: 1 回)。</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀</p>	<p>○ 民間金融機関との協調融資を促進する観点から、次の取組みを行った。</p> <p>a 民間金融機関に対し、機構が保有する社会福祉施設及び医療施設等に関するデータ等を提供した(実績: 5 回)。</p> <p>b 全国地方銀行協会、厚生労働省及び財務省との意見交換をオンライン開催し、機構と民間金融機関が連携・協調していくための考え方やそれぞれの取組み等について意見交換を行った(実績: 1 回)。</p> <p>また、民間金融機関との広範な連携を図るため、全国銀</p>

<p>ウ等を民間金融機関に提供するとともに、民業補完の観点から協調融資の普及に努めること。</p> <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行うこと。</p> <p>(4) 福祉、介護及び医療サービスを安定的か</p>	<p>及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関に対し積極的に提供する。</p> <p>また、協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行う。 (関連指標)</p> <p>○ 協調融資取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協調融資実績 ・社会福祉施設及び医療関係施設に関するノウハウ及びデータ提供実績 ・全国地方銀行協会等との意見交換会開催実績 ・受託金融機関業務研修会開催実績 <p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、施設整備</p>	<p>福祉施設及び医療関係施設等に関するノウハウやデータ等を民間金融機関へ積極的に情報提供するとともに、受託金融機関に対する業務研修会を実施する。</p> <p>また、協調融資の一層の普及を図るため、協調融資金融機関数を拡大するとともに、民間金融機関関係団体との協調融資制度等についての意見交換及び民間金融機関や行政担当者が参加するセミナー等における周知・広報活動を行う。</p> <p>(4) 利用者サービスの向上を図るため、利用者</p>	<p>○ 協調融資金融機関数について拡大するなど、制度の充実を図るとともに、適切な運用を行っているか。</p> <p>○ 施設整備計画の早期段階からの確な融資相談等に</p>	<p>行協会との意見交換を開催した(実績:1回)。</p> <p>c 金融機関業務打合せ会議をオンライン開催し、経営サポートセンターと連携のうえ、福祉・医療に関する政策動向・経営動向等に関する情報を提供した(実績:1回)。</p> <p>d 金融機関業務打合せ会議において、デフォルト先及び今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(以下「イエローゾーン先」という。)の特徴等を踏まえた与信判断のポイントについて講義を行った(実績:1回)。</p> <p>e 貸付先へのフォローアップ調査において得たイエローゾーン先の特徴やデフォルト分析の結果等について、民間金融機関に対して、福祉医療施設経営に関する情報・ノウハウの提供を推進する観点から、「金融機関業務打合せ会議」において情報提供を行った。</p> <p>○ 協調融資機関数については、上記②のとおり、中期計画(目標 65 機関)に対して 16 機関拡大した。</p> <p>なお、機関数を拡大すべく、前年度訪問活動を行って未だ協調融資制度に加入していない民間金融機関に対して個別フォローを実施するとともに、協調融資未締結 198 金融機関に対して新たに DM の送付や電話等により福祉医療機構業務及び協調融資制度の説明を行った。</p> <p>○ 令和 2 年度における協調融資の実績は、次のとおりである。</p> <p>【福祉貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1249 1121 1961 1388"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉関係施設</td> <td>197</td> <td>91</td> <td>46.2</td> </tr> <tr> <td>児童福祉関係施設</td> <td>360</td> <td>95</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>障害福祉関係施設</td> <td>220</td> <td>53</td> <td>24.1</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>50.0</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>787</td> <td>244</td> <td>31.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>【医療貸付】 (件、%)</p> <table border="1" data-bbox="1249 1472 1961 1759"> <thead> <tr> <th></th> <th>審査件数</th> <th>協調融資件数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>病院</td> <td>35</td> <td>28</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>57.1</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>57.1</td> </tr> <tr> <td>診療所等</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>83.3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>56</td> <td>76.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 利用者サービスの向上を図るため、次の取組みを行った。</p> <p>a オンラインによる個別融資相談(融資相談件数 92 件)を行うとともに、施設整備計画を検討している事業者に対し</p>		審査件数	協調融資件数	割合	老人福祉関係施設	197	91	46.2	児童福祉関係施設	360	95	26.4	障害福祉関係施設	220	53	24.1	その他	10	5	50.0	計	787	244	31.0		審査件数	協調融資件数	割合	病院	35	28	80.0	介護老人保健施設	7	4	57.1	介護医療院	7	4	57.1	診療所等	24	20	83.3	計	73	56	76.7	<p>に対する経営支援の連携協定」を締結し、福祉医療関係施設の経営状況が大幅に悪化した場合に備え、REVIC の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資を連携して、地域の医療・福祉サービスの提供体制の維持・強化を図る仕組みを構築した。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた既往貸付先については、最長 3 年 6 か月の元利金を返済猶予する措置を講じており、定期的に書面・電話等による運営状況や返済再開の見通し等のヒアリングを実施し、貸付先の状況に応じた支援を行った。</p> <p>○ 以上のとおり、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、子育て安心プランの実現に向けた保育所等の整備、病院の耐震化整備事業など、利用者ニーズに迅速かつ的確に対応して円滑な基盤整備を支援するとともに、民業補完の観点から協調融資制度の普及に努めた。</p> <p>また、債権管理においても、施設の維持・存続が機構の役割であることを踏まえ、貸出条件緩和等による積極的な支援とともに、債権区分別に適切な期中管理を実施した。</p> <p>さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化した福祉医療施設への支援を迅速かつ優先的に対応した。</p> <p>その結果、年度計画に定める 3 つの指標について、目標値をいずれも上回り、全てが 120% を超える達成度(達成度平均 134.4%) となり、計画を上回る実績を上げることができたことに加え、目標策定時に想定し得なかったコロナ禍における資金需要にも迅速に対応するなど、質的にも顕著な成果をあげることができた。</p>
	審査件数	協調融資件数	割合																																																		
老人福祉関係施設	197	91	46.2																																																		
児童福祉関係施設	360	95	26.4																																																		
障害福祉関係施設	220	53	24.1																																																		
その他	10	5	50.0																																																		
計	787	244	31.0																																																		
	審査件数	協調融資件数	割合																																																		
病院	35	28	80.0																																																		
介護老人保健施設	7	4	57.1																																																		
介護医療院	7	4	57.1																																																		
診療所等	24	20	83.3																																																		
計	73	56	76.7																																																		

<p>つ効率的に提供する基盤整備を推進するため、事業者の施設整備等に関する相談等を適切に実施するとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施することにより、利用者サービスの向上を図ること。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握す</p>	<p>計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上の取組実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別融資相談会開催実績 ・訪問相談実績 ・顧客満足度、有用度 ・審査処理期間 ・資金交付処理期間 <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握する</p>	<p>対する積極的かつ継続的な融資制度・商品の周知を行うとともに、融資相談会を開催する。特に、個別融資相談においては、円滑な施設経営と福祉医療サービスの質の向上に資する観点から、計画の早期段階からの確な融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> <p>また、適正な審査手続を確保しつつ、契約や資金交付等の業務を迅速に実施する。</p> <p>(5) 融資後の貸付債権については、福祉医療経営指導事業と連携しつつ、一定額以上の残高を有する貸付先や融資時等に業況注視と</p>	<p>じ、速やかに安定的な事業実施ができるよう必要な見直しの提案、助言等を行うとともに、適正な審査手続を確保しつつ、業務を迅速に実施しているか。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携しつつ、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な</p>	<p>訪問相談(11回)を実施するなど、法人経営の安定及び福祉サービスの質の向上に資する観点から、事業計画の早期段階から融資相談に応じ、利用者ニーズの把握や建物の機能性等について助言を行った。</p> <p>b 借入申込み等の手順を整理した「融資のポイント(ガイドライン)」を借入申込者、協調融資機関及び地方公共団体など関係機関に対して公表し、融資相談から事業完了までの事務手続き及び審査の要点等について積極的に周知を行った。</p> <p>○ 正常先・要注意先に対する債権管理の高度化等を図るため、財務状況等を継続的に注視すべきとして指定した平年度化モニタリング先等の管理については、「平年度化モニタリング先の業務手順マニュアル」に基づき、モニタリング先等から定期的に報告を受けてフォローを行うとともに、必要に応じて実地調査等(22貸付先)の実施により経営的な助言を行った。また、信用リスク分科会において、モニタリング先に係る状況を定期的に報告した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた貸付先及び災害</p>	<p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
---	--	---	--	--	-----------------------------------	--

<p>るとともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行うこと。</p> <p>(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>また、政策融</p>	<p>とともに、フォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○ 期中管理の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業況注視先の実地調査等の実施先数 ・災害返済猶予実績 <p>(6) 債権悪化の未然防止を図るため、貸付債権のポートフォリオ分析を的確に実施し、効果的・効率的な債権管理に努める。</p> <p>また、政策融</p>	<p>指定された貸付先に対して、継続的に貸付先の事業の運営状況や財務状況等を把握するとともに、必要に応じてフォローアップ調査を実施するなど、債権区分別に適切な期中管理を行う。</p> <p>また、災害で被災した社会福祉施設や医療施設等の貸付先に対し、元利金の返済猶予及び返済条件の変更等を適切に実施するなど、迅速かつきめ細かな対応を行う。</p> <p>(6) 債権悪化の未然防止を図るため、また、政策融資を行う機関としての健全性を確保する観点から、次の取組を行い、効果的・効率的な債権管理に努め</p>	<p>期中管理を行っているか。</p> <p>○ リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするとともに、イエローゾーン先に対して定期的なモニタリングを実施するなど、効果的・効率</p>	<p>等で被災した貸付先に対し、次のとおり、元利金返済猶予の措置を講じるなど、迅速かつきめ細やかな対応を実施した。</p> <p>a 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 228 貸付先 (344 資金) から当面 6 か月の返済猶予の申し出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6 か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、引き続き返済再開が困難な 140 貸付先 202 資金に対しては返済猶予措置を延長、44 貸付先 76 資金については返済を再開した。</p> <p>b 平成 30 年 7 月豪雨に係る返済猶予については、返済再開が困難な 1 貸付先に対し、実地調査によるフォローアップ調査を実施したうえで、返済猶予措置を延長した。</p> <p>c 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る返済猶予については、返済再開が困難な 4 貸付先について返済猶予措置を延長した。そのうち、運営状況や返済再開に向けた計画について経営者等に直接確認すべきと判断した 1 貸付先については、実地調査によるフォローアップ調査を実施した。</p> <p>d 令和元年台風第 19 号に係る返済猶予については、返済再開が困難な 4 貸付先について返済猶予措置を延長した。</p> <p>○ 期中管理強化の観点から、破綻懸念先以下 (貸付残高 1 億円以上) の 15 貸付先について実地調査やオンラインによるバンクミーティング等 (実地調査延べ 9 件、バンクミーティング延べ 16 件) を実施し、実態把握と経営改善指導に努めた。</p> <p>○ 経営者による経営状況の的確な把握に資するため、福祉医療経営指導事業と連携し、イエローゾーン先に対する調査時に、社会福祉法人の経営状況や特別養護老人ホームの人材確保に関する調査等に関するリサーチレポートを提供したほか、簡易経営診断ツールを用いて、同種施設の経営指標との比較結果を 27 貸付先に対して提示し、改善点についてアドバイスを行った。</p> <p>○ 貸出条件緩和債権の管理について、より一層の経営支援機能を発揮する観点から、複数回の条件緩和を実施している貸付先のうち 15 貸付先へ実地調査による指導やオンラインによるバンクミーティング等 (実地調査延べ 6 件、バンクミーティング延べ 22 件) を実施し、経営支援状況を信用リスク分科会に報告した。</p> <p>○ 貸付先に係る令和元年度決算に基づく事業報告書等を徴求のうえ、イエローゾーン先の抽出基準に基づき経年のデータ分析を行い、分析結果及び実地調査先等に係る報告を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を貸付関係部等にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図ること。</p>	<p>資を行う機関としての健全性を確保する観点から、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックするなど、リスク管理債権に対する態勢の強化を図る。</p>	<p>る。</p> <p>① 貸付債権のポートフォリオ分析及びモニタリング、リスク管理債権の発生要因等の分析を行い、分析結果を信用リスク分科会及び貸付関係部にフィードバックする。</p> <p>② 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)については、定期的にモニタリングを実施し、必要に応じてフォローアップ調査や必要な支援を行う。</p>	<p>的な債権管理に努めているか。</p>	<p>○ イエローゾーン先として継続的にフォローを実施している先を中心に経営改善状況や運営状況等を把握するため、実地調査等(71貸付先、延べ251回)及び電話等によるモニタリング(164貸付先延べ453回)を実施し、必要に応じて経営的な助言を行うことにより、リスク管理債権化の未然防止を図った。</p> <p>○ 改善計画が策定困難な貸付先を対象とした「経営計画策定・実施の手順」について、より効果的な計画を策定できるようにチェックポイントの追加等の見直しを行ったうえで、10貸付先に提供するなど、経営改善に向けた取組みを実施した。</p> <p>○ リスク管理債権が増加傾向にあるユニット型特養について、デフォルト分析等を行い、分析結果を信用リスク分科会に報告のうえ、関係部署にフィードバックした。また、分析結果を踏まえて、令和3年度に元金償還を開始する42貸付先に対して早期モニタリングを実施し、そのうち償還に懸念ありと判断した10貸付先について、再度モニタリングを行った。</p> <p>《参考》令和2年度末のリスク管理債権比率</p> <p>【全体】</p> <table border="1" data-bbox="1270 947 1973 1234"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>5.48%</td> <td>3.67%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.04%</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>1.49%</td> <td>1.74%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.01%</td> <td>0.02%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>3.94%</td> <td>1.85%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>266,977百万円</td> <td>125,250百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>4,873,874百万円</td> <td>3,412,410百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和元年度末:0.90%30,741百万円、令和2年度:3.56%173,303百万円)</p> <p>【福祉貸付】</p> <table border="1" data-bbox="1270 1440 1973 1728"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2年度末</th> <th>令和元年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権比率</td> <td>4.91%</td> <td>2.64%</td> </tr> <tr> <td>破綻先債権</td> <td>0.03%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>延滞債権</td> <td>0.65%</td> <td>0.86%</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権</td> <td>0.00%</td> <td>0.03%</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権</td> <td>4.23%</td> <td>1.72%</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>116,800百万円</td> <td>54,954百万円</td> </tr> <tr> <td>総貸付残高</td> <td>2,377,442百万円</td> <td>2,082,489百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和元年度末:0.31%6,616百万円、令和2年度:3.07%73,058百万円)</p>	区 分	令和2年度末	令和元年度末	リスク管理債権比率	5.48%	3.67%	破綻先債権	0.04%	0.06%	延滞債権	1.49%	1.74%	3か月以上延滞債権	0.01%	0.02%	貸出条件緩和債権	3.94%	1.85%	リスク管理債権	266,977百万円	125,250百万円	総貸付残高	4,873,874百万円	3,412,410百万円	区 分	令和2年度末	令和元年度末	リスク管理債権比率	4.91%	2.64%	破綻先債権	0.03%	0.03%	延滞債権	0.65%	0.86%	3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%	貸出条件緩和債権	4.23%	1.72%	リスク管理債権	116,800百万円	54,954百万円	総貸付残高	2,377,442百万円	2,082,489百万円		
区 分	令和2年度末	令和元年度末																																																				
リスク管理債権比率	5.48%	3.67%																																																				
破綻先債権	0.04%	0.06%																																																				
延滞債権	1.49%	1.74%																																																				
3か月以上延滞債権	0.01%	0.02%																																																				
貸出条件緩和債権	3.94%	1.85%																																																				
リスク管理債権	266,977百万円	125,250百万円																																																				
総貸付残高	4,873,874百万円	3,412,410百万円																																																				
区 分	令和2年度末	令和元年度末																																																				
リスク管理債権比率	4.91%	2.64%																																																				
破綻先債権	0.03%	0.03%																																																				
延滞債権	0.65%	0.86%																																																				
3か月以上延滞債権	0.00%	0.03%																																																				
貸出条件緩和債権	4.23%	1.72%																																																				
リスク管理債権	116,800百万円	54,954百万円																																																				
総貸付残高	2,377,442百万円	2,082,489百万円																																																				

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めること。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施すること。

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

(関連指標)

○経営の悪化した貸付先等への対応実績
・貸出条件緩和実績

(7) 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努める。

また、き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施する。

○ 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、経営が悪化あるいは悪化が懸念される貸付先に対して、貸出条件緩和等の措置を講ずることにより経営を支援し、福祉・介護及び医療サービスの供給体制の維持を図るよう努めているか。

○ き損する可能性が高い債権の管理の徹底を図るとともに、必要に応じて債権保全措置を的確に実施しているか。

【医療貸付】

区 分	令和2年度末	令和元年度末
リスク管理債権比率	6.02%	5.29%
破綻先債権	0.05%	0.10%
延滞債権	2.29%	3.13%
3か月以上延滞債権	0.02%	0.00%
貸出条件緩和債権	3.66%	2.06%
リスク管理債権	150,176百万円	70,296百万円
総貸付残高	2,496,433百万円	1,329,921百万円

※ 新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等の災害に係るリスク管理債権比率及びリスク管理債権額(令和元年度末: 1.81%24,125 百万円、令和2年度末: 4.02%100,245 百万円)

○ 貸出条件緩和の実施にあたっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持・存続を支援するという観点から、貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を調整のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の期限到来後においても、引き続き対応方針を変えず適正に対応した(実績: 198 貸付先 301 資金)。

○ 貸付先の事業や財務の状況等を把握するため、貸付先との面談等を延べ103回実施するとともに、必要に応じて施設経営に関する支援を講じるなど、リスク管理債権化の未然防止を図った。

○ き損する可能性が高い債権については、管理を徹底し、事前に貸付条件の緩和措置を講じるとともに、必要に応じて債権保全措置を講じるなど、適切に対応した。

○ 案件の内容に応じて必要な法的措置等を実行のうえ、次のとおり債権を回収した。

a 破綻案件(2 貸付先)について、競売の配当等により早期回収(実績: 20 百万円)。

b 実質破綻案件(1 貸付先)について、保証債務履行により回収(実績: 128 百万円)。

<p>(8)福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施すること。(第3期中期目標期間実績(平成25年度から平成28年度実績をいう。以下同じ。)平均:98回)</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以</p>	<p>・法的措置等による債権回収実績</p> <p>(8)福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を毎年度100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、中期目標期間の最終年度において第3期中期目標期間最終年度と比べて65機関以上</p>	<p>(8)福祉医療貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 政策融資を効果的かつ効率的に実施するため、福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報を100回以上実施する。</p> <p>② 協調融資金融機関数について、13機関以上拡大する。</p>	<p>○ 福祉医療関係団体や地方公共団体に対する福祉医療貸付制度の周知・広報について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 協調融資金融機関数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>			
--	--	---	---	-------------------------------------	--	--	--

<p>上増加させること。(第3期中期目標期間実績:49機関(年度平均12.3機関))</p> <p>③ 正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施すること。(平成27年度及び平成28年度実績平均:48貸付先)</p>	<p>増加させる。</p> <p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先に係る実地調査等を毎年度55貸付先以上に実施する。</p>	<p>③ フォローアップ調査については、正常先及び要注意先のうち今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)に係る実地調査等を55貸付先以上に実施する。</p>	<p>○ 今後リスク管理債権化する恐れのある貸付先(イエローゾーン先)に係る実地調査等の実施先数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記③のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の継続に支障がある福祉医療関係施設の事業者に対する経営資金(長期運転資金)について、優遇融資を実施した。また、国の福祉医療政策と緊密に連携し、国の策定した補正予算等の内容を受け、厚生労働省と調整のうえ、優遇融資の条件を拡充し、機構ホームページに公表するとともに、福祉医療関係団体に周知を依頼し、新聞や報道機関等に対しても積極的にPRを行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスに係る優遇融資については、政府による緊急事態宣言の発令等により、電話相談や申請の件数が急激に増加したことを受けて、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置するとともに、「専用コールセンター」を開設するなど、逼迫する医療機関等の資金繰り支援に対し迅速に対応するための体制を整備した。また、緊急を要することから、貸付業務の基幹システムに連携させる新型コロナウイルス対応支援資金に係るサブシステムを新たに構築することにより、事務処理期間の短縮を図った。</p> <p>○ 国からの要請を受け、福祉医療関係施設の経営状況が大幅</p>		
---	---	--	--	---	--	--

に悪化した場合への備えとして、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の経営ノウハウの提供等機能と機構の優遇融資との連携を図るため、REVICと「病院等事業者に対する経営支援の連携協定」を締結した。（締結日：令和2年8月28日）

- 利便性の向上を図るため、次の取組みを行った。
 - a 専用コールセンターへの問い合わせ実績を踏まえたFAQを作成し、機構ホームページに掲載
 - b 機構ホームページからの申込様式一括ダウンロード対応
 - c 機構ホームページ掲載の申込書類の入力フォームの改善
 - d 借入関係提出書類の大幅な削減
 - e 資金交付日の増設（月4回→6回）及び送金処理日数の短縮（4営業日→3営業日）
- 令和2年度における新型コロナウイルス対応支援資金に係る貸付審査の実績は、次のとおりである。

《福祉貸付》（金額の単位：百万円）

施設の種類	令和2年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額
老人福祉関係施設	4,885	201,201	10	241
うち特養	449	23,793	1	30
児童福祉関係施設	1,793	60,702	10	166
うち保育所	113	4,221	0	0
障害者福祉関係施設	1,948	66,622	2	15
その他	65	2,460	0	0
計	8,691	330,984	22	422

《医療貸付》（単位：件、百万円）

施設の種類	令和2年度		令和元年度	
	件数	金額	件数	金額
病院	2,466	633,984	1	100
介護老人保健施設	560	51,817	0	0
介護医療院	31	2,903	0	0
診療所等	17,733	599,028	7	214
計	20,790	1,287,731	8	314

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた228貸付先(344資金)から当面6か月の返済猶予の申し出を受け、元利金返済猶予の措置を講じた。また、6か月の返済猶予期間到来後は、貸付先の要望を踏まえながら経営状態等を勘案し、引き続き返済再開が困難な140貸付先(202)資金に対しては返

					済猶予措置を延長、44 貸付（76 資金）については返済を再開した。（再掲）		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

経営診断の実施回数（計画値）	延べ 1,710 件以上	—	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上	342 件以上							
経営診断の実施回数（実績値）	—	429 件	372 回 (372 回)	375 回 (747 回)	418 回 (1,165 回)									
達成度	—	—	108.8%	109.6%	122.2%									

※ セミナー延べ受講者数について、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったため、定量的指標から除外。

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉医療サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することが喫緊の課題となっている。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、待機児童解消の実現を目指した保育の受け皿整備や質が高く効率的な医療提供体制の実現が挙げられており、こうした課題に対応していくため、福祉医療サービスを担う経営主体の経営の効率化、安定化を図りつつ、施設等の整備を促進することが求められている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、福祉医療経営指導事業では、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構</p>	<p>2 福祉医療経営指導事業</p> <p>福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設及び医療関係施設等の経営者や地方公共団体、福祉医療関係団体等に対し、公的な立場から経営に関わる正確な情報や有益な知識を提供するセミナーを実施すること、あるいは機構が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間におけるセミナーの延べ受講者数を16,200人以上とする。</p> <p>② 中期目標期間における施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を80件以上公表する。</p> <p>③ 中期目標期間において、リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を340回以上とする。</p> <p>④ 中期目標期間において経営診断の実施件数を延べ1,710件以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 新型コロナウイルス感染症の影響により感染拡大リスクがある集合セミナーは実施できなかった。</p> <p>なお、代替措置としてオンラインによるセミナーの配信を実施した。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)を19件公表した。</p> <p>③ リサーチレポートで公表した結果がマスコミの記事・論文等に129回引用された。</p> <p>④ 経営診断を延べ418件実施した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ セミナーについては、新型コロナウイルス感染症の影響により感染拡大リスクがある集合セミナーの開催は見送り、無料のオンライン配信に切り替えて実施した。</p> <p>オンラインセミナーは延べ18回配信し、配信ページへのログイン数は合計で10,251件に上った。</p> <p>セミナーの内容については、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、社会福祉施設及び医療施設の経営を支援するため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」を配信したほか、社会福祉法人における多様な法人・団体との連携・協働、地域医療構想を達成するための一つの選択肢である地域医療連携推進法人制度の実践事例についてなど、時宜を得たテーマを設定した。</p> <p>さらに、機構が実施したリサーチの結果やコンサル事例等を機構職員が講演することにより情報提供等を行った。</p> <p>その結果、受講者の99.0%がアンケートで有用であると回答しており、コロナ禍においても健全で安定した経営に向けての有益な情報を提供することができた。</p> <p>また、東京都の社会福祉法人監査・指導を行う東京都の行政担当者等を対象に、社会福祉法人制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについてオンライン配信により情報提供するなど、機構の独自性を発</p>	<p>評定</p>	<p><評定に至った理由></p>

<p>保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ること。</p>	<p>が保有するノウハウを活用して経営指標の提供や経営状況を的確に診断することにより、福祉、介護及び医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設の経営を直接・間接を問わず支援することが必要であり、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。 (関連指標) ○セミナーのサービス向上取組実績 ・開催回数 ・セミナー有用度</p>	<p>(1) セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設等の健全な経営を支援するため、直近の報酬改定、地域共生社会及び働き方改革等の内容を踏まえたテーマを設定するとともに、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図る。</p>	<p><評価の視点> ○ セミナーについて、機構の独自性を発揮できる施設整備・経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図っているか。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により感染拡大リスクがある集合セミナーの実施を見送り、代替措置として無料オンラインセミナーの配信を実施した。オンラインセミナーでは、新型コロナウイルス対策経営セミナーや、例年特に需要が高い社会福祉法人会計実務セミナーなど、施設の経営管理等に有用な講義となるようテーマを絞り内容の充実を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1270 1079 1961 1682"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>ログイン数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人会計実務セミナー～財務管理編～</td> <td>3,003 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人会計実務セミナー～経営環境対応編～</td> <td>1,154 件</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設経営セミナー</td> <td>928 件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設経営実務セミナー</td> <td>1,538 件</td> </tr> <tr> <td>病院経営実務セミナー</td> <td>459 件</td> </tr> <tr> <td>医療政策・経営セミナー</td> <td>263 件</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー(福祉編)</td> <td>1,521 件</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー(医療編)</td> <td>1,385 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ オンラインセミナーの有用度は、新型コロナウイルス対策経営セミナーで 97.0%、それ以外では 100.0%となった。 ○ 東京都の社会福祉法人監査・指導を行う行政担当者等を対象に、社会福祉法人の制度や会計の概要、監査・指導時に必要な知見、経営分析のポイントについて、機構職員を講師と</p>	内容	ログイン数	社会福祉法人会計実務セミナー～財務管理編～	3,003 件	社会福祉法人会計実務セミナー～経営環境対応編～	1,154 件	介護老人保健施設経営セミナー	928 件	社会福祉施設経営実務セミナー	1,538 件	病院経営実務セミナー	459 件	医療政策・経営セミナー	263 件	新型コロナウイルス対策経営セミナー(福祉編)	1,521 件	新型コロナウイルス対策経営セミナー(医療編)	1,385 件	<p>揮したセミナーの開催に取り組んだ。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、施設の経営状況や特別養護老人ホーム、保育所、障害福祉サービス事業所等各施設の人材確保に関する調査結果など計 19 件を作成・公表し、令和 2 年度計画の目標値(16 件以上)を上回る実績を上げた。</p> <p>また、社会福祉法人及び病院の課題・経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査及び病院経営動向調査を継続的に実施し、結果を公表するとともに、新型コロナウイルス感染症の特別養護老人ホームや病院への影響についても併せて調査を実施し、結果を公表した。</p> <p>○ リサーチ結果の公表がマスコミの記事・論文等に 129 回引用され、令和 2 年度計画の目標値(68 回以上)を大きく上回る実績をあげることができた。</p> <p>○ 地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演をオンラインを活用しつつ 23 回行ったほか、社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、外部媒体における執筆を 28 本行うなど、施設の経営基盤強化を支援するための取組みの推進に努めた。</p> <p>○ 書面による経営診断については、小規模多機能型居宅介護事業を新たな対象施設として追加するなど分析内容の充実を図った。</p>	
内容	ログイン数																							
社会福祉法人会計実務セミナー～財務管理編～	3,003 件																							
社会福祉法人会計実務セミナー～経営環境対応編～	1,154 件																							
介護老人保健施設経営セミナー	928 件																							
社会福祉施設経営実務セミナー	1,538 件																							
病院経営実務セミナー	459 件																							
医療政策・経営セミナー	263 件																							
新型コロナウイルス対策経営セミナー(福祉編)	1,521 件																							
新型コロナウイルス対策経営セミナー(医療編)	1,385 件																							

<p>(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するため、分析内容の充実を図るなどの取組を行うこと。</p>	<p>(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行うこと。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努める。 (関連指標) ○福祉医療分野における情報提供実績 ・講師派遣回数 ・外部媒体執筆件数 ・社会福祉法人経営動向調査モニター法人数</p>	<p>(2)施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析を実施し、リサーチレポートの公表等による情報提供を行う。 また、社会福祉法人の課題、経営状況を定期的に把握するため、社会福祉法人経営動向調査を実施し、公表する。</p>	<p>○施設経営者等が施設の経営状況を的確に把握することができるよう、経営状況に関する調査・分析・公表を行っているか。さらには、施設の経営基盤の強化を支援するための取組を行い、調査・分析結果の利活用の促進に努めているか。</p>	<p>した「行政担当者向け事業者支援セミナー」を開催し、自治体における社会福祉法人支援の高度化に資する情報提供を行った。なお、開催にあたっては自治体の意向に沿った集合形式とオンライン配信を併用して実施した(受講者:会場受講39人、オンライン受講18人)。 ○新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、社会福祉施設及び医療施設の経営支援のため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」をオンラインで配信した。当該セミナーでは、福祉・医療の現場での不安やストレスに適切に向き合い、新型コロナウイルスを踏まえた今後の経営の在り方や安定した組織運営の在り方について講義を行った。 ○新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、社会福祉法人や医療法人等の経営状況を把握し、施設及び運営法人の経営を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査を実施したほか、人材確保に関するアンケート調査等の実施を通して、施設の経営状況やアンケート結果に関するリサーチレポート等を作成し、プレスリリースするとともに、機構ホームページで公表した(実績:19回)。 ○社会福祉法人の課題や経営状況を定期的に把握するため、「社会福祉法人経営動向調査」を実施(実績:4回、調査対象:562法人)したほか、病院及び病院を運営する医療法人の課題や経営状況の実感を定期的に把握するため、「病院経営動向調査」を実施(実績:4回、調査対象374病院)した。 ○これらのリサーチ結果の公表により、マスコミに129回記事として引用された。 ○地方公共団体や社会福祉協議会等に職員を派遣し、福祉・医療に関する政策動向や経営状況に関する調査・分析結果に関する講演を行った(実績:合計23回、うちオンライン配信10回)。 ○社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会(厚生労働省)、社会福祉法人経営指導強化事業検討委員会(厚生労働省)及び高齢者福祉事業経営委員会(全国社会福祉法人経営者協議会)など国等が設置する有識者会議等において、機構職員が構成員として参画した(実績:9会議)。 ○社会福祉法人や医療法人等の福祉・医療の経営に関する情報を幅広く提供するため、『病院』(医学書院)などの外部媒体において執筆した(実績:28本)。 ○顧客サービス向上の観点から、WAMNET基盤を活用して福祉医療貸付事業の貸付先が自らの施設の経営状況と経営指標を比較することができる「経営指標自己チェックシート」</p>	<p>訪問などを伴う経営診断については、個別支援プログラムとして、法人・施設の個別のニーズに合わせて、人口推計などによる周辺環境の分析や財務収支の経営分析、人事考課策定等のコンサルティングを実施した。 これら経営診断の延べ実施件数は418件となり、令和2年度計画の目標値(342件以上)を上回った。また、経営診断の利用者の100.0%がアンケートで有用であると回答しており、施設の健全経営を支援することができた。 ○和歌山県、大分県及び横浜市から、業務を受託し、各自治体・地域における課題を踏まえた調査・分析結果等を提案することにより、地域医療構想の推進や医師等の働き方改革に向けた取組みを支援することができた。 ○以上のとおり、機構の独自性を発揮したセミナーの実施及びリサーチレポートの作成・プレスリリース等により有益な情報を広く提供するとともに、法人の個別のニーズに対応したコンサルティングを実施するなど、福祉・介護・医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる施設経営に資する取組みに努めた。 年度計画に定める指標については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施できなかったセミナーを除く3指標について目標値をいずれも上回るとともに、うち2指標については120.0%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均143.6%)を上げることができた。 なお、セミナーについては代替</p>
---	---	--	--	--	--

<p>(3)経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図ること。</p>	<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○経営診断のサービス向上取組実績</p> <p>・経営診断有用度</p>	<p>(3) 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図る。</p>	<p>○ 経営診断については、福祉医療貸付事業と連携しつつ、経営の悪化あるいは悪化が懸念される施設のほか、制度改正等への対応や人事体系の構築などの個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援の手法・内容の充実を図っているか。</p>	<p>(無料診断) サービスを提供し、施設経営者への支援を行った(対象施設: 特別養護老人ホーム、ケアハウス、保育所・認定こども園、病院、介護老人保健施設/利用件数: 全 1,505 件)。</p> <p>○ 個々の法人・施設が抱える課題の解決に重点を置いた診断・支援として、経営診断を合計 418 件実施した(経営診断: 406 件、経営分析プログラム: 2 件、個別支援プログラム: 7 件、人事給与分析プログラム: 3 件)。</p> <p>また、経営診断の有用度は 100.0%であった。</p> <p>○ 書面による経営診断について、小規模多機能型居宅介護事業を対象施設として新たに追加し、診断種類の充実を図った。</p> <p>○ 訪問等を伴う経営診断については、個別支援プログラムとして、法人・施設の個別のニーズに合わせて、人口推計などによる周辺環境の分析や財務収支の経営分析、人事考課策定等のコンサルティングを実施し、改善の方向性や改善策を提示した。</p> <p>○ 地域医療構想の推進等を支援するため、次のとおり、地方公共団体等からの業務を受託した。</p> <p>a 和歌山県から「公的病院等の再編・ネットワーク化に係る経営分析等業務委託」を受託し、県内の公的病院や一部の民間病院を対象として、今後の課題や経営の見通しに関する分析等を行った結果を踏まえ、各圏域における必要な病院機能の再編や連携の方向性について提案した(8 病院について経営分析を実施)。</p> <p>b 大分県から「地域医療構想セミナー開催事業委託業務」を受託し、地域医療構想区域(6 区域)ごとの地域分析等を実施するとともに、県内の全病院を対象に、各構想区域における必要な病院機能の状況について、経営分析の視点を踏まえた内容で講演を行った(参加団体数 56 団体、参加者数 101 名)。</p> <p>c 横浜市から「医師等の働き方改革に向けた取組支援事業業務」を受託し、先駆的な病院における取組好事例や活用可能な支援メニューなどの有益な情報を調査し、情報提供を行うことで、横浜市内の病院における医師等の働き方改革に向けた取組みの促進を支援した。</p> <p>○ 令和元年度に厚生労働省老健局から作成を委託され、機構ホームページ及び WAM NET 上で提供を開始した「介護医療院の移行シミュレーションツール」に続き、機構独自の取組みとして、介護療養型医療施設等から介護医療院への円滑な移行を支援するため、周辺環境分析や収支状況を踏まえた、</p>	<p>措置として無料オンラインセミナーを配信することにより、コロナ禍でセミナーが開催できない中でも、安定した経営を支援するための情報を提供することができた。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
--	---	---	---	---	--	--

<p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とすること。(第3期中期目標期間実績：12,926 人(年度平均 3,232 人))</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表すること。(平成 26 年度から平成 28 年度実績:レポート公表 47 件(年度平均 15.7 件))</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とすること。</p>	<p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① セミナーについては、中期目標期間における延べ受講者数を 16,200 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果(リサーチレポート)については、中期目標期間において 80 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を中期目標期間において 340 回以上とする。</p>	<p>(4) 福祉医療経営指導事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① セミナーについては、延べ受講者数を 3,240 人以上とする。</p> <p>② 施設の経営状況に関する調査・分析結果については、16 件以上公表する。</p> <p>③ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数を 68 回以上とする。</p>	<p>○ セミナーの延べ受講者数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 施設の経営状況に関する調査・分析結果の公表件数について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 公表した結果がマスコミの記事・論文等に引用された回数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>移行時における施設経営で参考となるデータや検討材料等を提示する「介護医療院移行支援プログラム」を開発した。</p> <p>○ 上記①のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により感染拡大リスクがある集合セミナーは実施できなかったが、代替措置として無料オンラインセミナーの配信を実施した。オンラインセミナーでは、新型コロナウイルス対策経営セミナーや、例年特に需要が高い社会福祉法人会計実務セミナーなど、施設の経営管理等に有用な講義となるようテーマを絞り内容の充実を図った。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p>○ 上記③のとおり。</p>		
---	--	---	---	--	--	--

<p>(平成26年度から平成28年度実績：記事等引用回数199件(年度平均66.3件))</p> <p>④ 経営診断については、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施すること。(第3期中期目標期間実績：1,363件(年度平均340.8件))</p>	<p>④ 経営診断については、中期目標期間において延べ1,710件以上の診断を実施する。</p>	<p>④ 経営診断については、延べ342件以上の診断を実施する。</p>	<p>○ 経営診断の実施延べ件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記④のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、社会福祉施設及び医療施設の経営支援のため、「新型コロナウイルス対策経営セミナー」をオンラインで配信した。当該セミナーでは、福祉・医療の現場での不安やストレスに適切に向き合い、新型コロナウイルスを踏まえた今後の経営の在り方や安定した組織運営の在り方について講義を行った。(再掲)</p> <table border="1" data-bbox="1270 1255 1958 1864"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>ログイン数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人会計実務セミナー～財務管理編～</td> <td>3,003件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉法人会計実務セミナー～経営環境対応編～</td> <td>1,154件</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設経営セミナー</td> <td>928件</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設経営実務セミナー</td> <td>1,538件</td> </tr> <tr> <td>病院経営実務セミナー</td> <td>459件</td> </tr> <tr> <td>医療政策・経営セミナー</td> <td>263件</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー(福祉編)</td> <td>1,521件</td> </tr> <tr> <td>新型コロナウイルス対策経営セミナー(医療編)</td> <td>1,385件</td> </tr> </tbody> </table>	内容	ログイン数	社会福祉法人会計実務セミナー～財務管理編～	3,003件	社会福祉法人会計実務セミナー～経営環境対応編～	1,154件	介護老人保健施設経営セミナー	928件	社会福祉施設経営実務セミナー	1,538件	病院経営実務セミナー	459件	医療政策・経営セミナー	263件	新型コロナウイルス対策経営セミナー(福祉編)	1,521件	新型コロナウイルス対策経営セミナー(医療編)	1,385件		
内容	ログイン数																							
社会福祉法人会計実務セミナー～財務管理編～	3,003件																							
社会福祉法人会計実務セミナー～経営環境対応編～	1,154件																							
介護老人保健施設経営セミナー	928件																							
社会福祉施設経営実務セミナー	1,538件																							
病院経営実務セミナー	459件																							
医療政策・経営セミナー	263件																							
新型コロナウイルス対策経営セミナー(福祉編)	1,521件																							
新型コロナウイルス対策経営セミナー(医療編)	1,385件																							

				<ul style="list-style-type: none"> ○ オンラインセミナーの有用度は、新型コロナウイルス対策経営セミナーで 97.0%、それ以外では 100.0%となった。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、社会福祉法人や医療法人等の経営状況を把握し、施設及び運営法人の経営を支援するため、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査の実施を通して、コロナ禍における経営状況や人材確保等に関するリサーチレポート等を作成し、プレスリリースするとともに、機構ホームページで公表した。(再掲) ○ 経営分析プログラム、個別支援プログラム及び人事給与分析プログラムについては、実地調査により顧客の問題意識に合致したサービスの提供に取り組んできた。新型コロナウイルスの感染が拡大する中においては、実地調査に替えてオンライン面談を実施することにより、従来どおりの質の高いサービスを提供することができた。 		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	社会福祉振興助成事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第7号及び第8号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号 800・804

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均処理期間 (計画値)	22日以内	—	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内	22日以内		予算額(千円)	954,168	906,842	844,336	
平均処理期間 (実績値)	—	20.9日	18.5日	18.3日	20.7日				決算額(千円)	973,246	888,390	856,860	
達成度	—	—	118.9%	120.2%	106.3%				経常費用(千円)	972,967	894,110	854,204	
助成事業の利用者 満足度(計画値)	最高評価の率 60%以上	—	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上		経常利益(千円)	△95	△1	△9,668	
助成事業の利用者 満足度(実績値)	—	62.3%	65.8%	67.4%	69.5%				行政コスト(千円)	—	1,034,509	854,204	
達成度	—	—	109.7%	112.3%	115.8%				行政サービス実施コスト(千円)	641,786	—	—	
									従事人員数	6.90人	6.97人	6.77人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞
<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、地域共生社会の実現などの国が示した社会福祉政策を振興する上</p>	<p>3 社会福祉振興助成事業</p> <p>社会福祉振興助成事業（以下「助成事業」という。）については、NPO等の非営利法人が行う民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動、特に制度の谷間にいる要支援者を支える活動等に対して効果的な助成を行うことにより、地域共生社会の実現に寄与するとともに、助成先法人等が、助成期間内の活動だけにとどまらず、継続的に活動するための自立的運営を行う基盤を構築できるよう、事業実施の支援及び事後評価を適切かつ効果的に実施し、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実にも資するよう、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 助成事業の募集にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の実現など</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を22日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度（4段階評価のうち最高評価の率）を60%以上とする。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 助成事業の募集にあたっては、国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 令和2年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は、20.7日となった。</p> <p>② 令和2年度助成事業の助成先団体の助成事業の利用者に対するアンケート調査を実施した結果、前年度(67.4%)を上回る69.5%の利用者から「とても満足」との回答を得た。</p> <p>○ 令和3年度助成事業の募集にあたり、政策動向や国民ニーズ、令和元年度助成事業の事後評価結果、令和2年度の助成事業の実施状況を踏まえつつ、社会の変化に伴い新たに発生した課題にも対応するため、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題等に対応する事業については審査における採点時に加算することとし、国と協議</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和3年度助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ等を踏まえ、国と協議のうえ募集要領を策定・公表することで、政策的に必要なテーマに重点化して募集することができた。</p> <p>また、令和3年度助成事業の審査においては、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題に対応した取組みに重点を置いて採択した。</p> <p>○ 令和2年度は、事業評価の実施とともに、審査・評価委員会委員の意見集約や前年度に実施した助成事業で事業完了時に提出された助成事業への意見・要望等を踏まえ、要望書様式や「モデル事業」の要件など助成事業のプログラムの見直しを行った。</p> <p>○ 助成事業の選定にあたっては、国及び審査・評価委員会の了承を得たうえで公表した募集要領に基づき、同委員会において審査・採択し、公正性、客観性及び透明性を確保することができた。</p> <p>○ 令和2年度助成事業の助成金申請書の受理から助成決定までの平均処理期間は20.7日となり、中期計画の目標値（22日以内）を上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 令和2年度助成事業の全ての助成先団体に対して進捗状況の確認調査を実施し、事業の実施状況についてフォローを行った。</p> <p>○ 助成金の不正受給や不正使用の防止の観点から、完了報告時におけ</p>	<p>評定</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>	

上で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定すること。

で必要なテーマに重点化し、毎年度、国と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

(関連指標)

○募集及び採択実績

・募集及び採択の件数・金額

○募集等に係る周知実績

・周知活動回数
(メールマガジン、

Twitter、Facebook等)

○他団体との連携・協働による効果

・新たに他団体・関係機関等との連携の効果があつた事業の割合

の国が示した社会福祉政策を振興する上で必要なテーマに重点化し、国と協議の上、助成方針を定め、募集要領等に明記し、広く公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定する。

と協議の上、助成方針を定め公表するとともに、NPO等の非営利法人が実施する分野横断的な事業や他団体と連携・協働する事業等を選定しているか。

のうえ「令和3年度社会福祉振興助成事業募集要領」(通常助成事業版及びモデル事業版)を策定し、公表した。

○ モデル事業では、社会課題が一層複雑化する中、これまで民間福祉活動団体が培ってきたノウハウや連携体制をもとに、事業を通じて新たに明らかとなった課題や社会的に認知が進んでいない課題に対応することを目的とした。令和3年度募集にあたっては、事業評価結果及び審査・評価委員からの助言を踏まえ、「国や自治体において政策化・制度化を目指す新たなモデルとなりうる活動であること」や「通常助成事業と同じ申請内容を複数年継続する事業は対象外であること」等の要件の明確化や見直しを行った。

○ 令和2年度助成事業に係る助成実績は、次のとおりである。

(金額の単位：百万円)

区分	募集		採択		交付	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	334	1,484	113	466	111	457
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	93	564	30	152	30	151
合計	427	2,048	143	618	141	608
上記のうちモデル事業(再掲)	59	442	5	40	5	40

○ 令和3年度助成事業に係る採択実績は、次のとおりである。

(金額の単位：百万円)

区分	募集		採択	
	件数	金額	件数	金額
地域連携活動支援事業	445	2,049	94	418
全国・広域的ネットワーク活動支援事業	160	1,062	35	189
合計	605	3,111	129	607
上記のうちモデル事業(再掲)	83	671	7	57

るチェックに加え、監査部門との連携によるチェック体制を継続するとともに、不正が明らかになった場合の対応として、機構が団体名等を公表できる旨を内定団体向けの事業実施説明動画において説明するなど、助成先団体のガバナンス強化を図った。

○ 令和元年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価、ヒアリング評価、書面評価を重層的に実施した。特に、ヒアリング評価にあたっては、助成先団体との対話やスコアリング評価の手法を用いるなど効果的かつ効率的に実施するとともに、委員によるヒアリング評価については複数の委員で協議して評価を決定することにより、評価結果の精度や客観性の向上を図った。

○ 事後評価結果については報告書としてとりまとめ、審査・評価委員会の了承を得たうえで公表し、特に優れた助成事例について、機構ホームページ等で広く周知した。

○ 以上のとおり、当該事業においてPDCAサイクルの仕組みを構築しており、効果的な資金助成を実現している。助成事業の成果(効果)については、助成先団体が実施する事業の利用者(エンドユーザー)を対象とした満足度調査を実施した結果、69.5%の利用者から最高評価である「とても満足」との回答を得ており、助成先団体のみならず、助成事業のエンドユーザーに対する高い効果(満足度)を確認することができた。

○ また、助成先団体については、令和2年度助成事業の助成先のうち、

<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図ること。 なお、効率化</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。 なお、効率化に</p>	<p>(2) 助成金申請業務の効率化により、令和元年度分助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図る。</p>	<p>○ 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p>	<p>○ 令和 3 年度助成事業に係る募集等の周知実績は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1288 178 1923 642"> <thead> <tr> <th>広報手段</th> <th>回数</th> <th>実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メールマガジン</td> <td>3 回</td> <td>登録者約 4,500 件</td> </tr> <tr> <td>SNS(Facebook 等)</td> <td>11 回</td> <td>登録者約 1,400 件</td> </tr> <tr> <td>Facebook 広告</td> <td>78,048 回</td> <td>表示人数 37,222 名 HP アクセス数 2,594 回</td> </tr> <tr> <td>募集チラシの送付</td> <td>1 回</td> <td>送付先 646 件</td> </tr> <tr> <td>募集説明動画の公開</td> <td>2 回</td> <td>動画ページアクセス数 2,974 回</td> </tr> <tr> <td>募集説明会 (オンライン)</td> <td>6 回</td> <td>参加者 89 名</td> </tr> <tr> <td>新聞広告掲載</td> <td>1 回</td> <td>発行部数 50,000 部</td> </tr> <tr> <td>月刊誌掲載</td> <td>1 回</td> <td>発行部数 20,000 部</td> </tr> <tr> <td>プレスリリース</td> <td>1 回</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、WAM 助成の年間を通じた事業の周知及び利用促進を図るため、内閣府「NPO ホームページ」への WAM 助成バナーの設置を継続するとともに、WAM 助成普及用チラシ及びポスターに加え、新たに WAM 助成普及用パンフレット (5,000 部) を作成し、全国各地の行政機関、社会福祉協議会、NPO 支援センター等に配布した。</p> <p>上記の取組みに加え、応募手続きの簡素化 (機構ホームページからの応募フォームへの入力方法等の改善) や募集開始時期を早めたことによる募集期間の日数増等により、応募件数が前年比 178 件 (41.7%) 増加した。</p> <p>○ 令和 2 年度助成事業の助成先団体による事業実績 (141 事業) のうち、「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」とする助成先団体が 85.1% (120 事業)、「事業完了後も連携を継続していく見込み」とする助成先団体が 95.7% (135 事業) との回答を得た。また、連携にあたっては、行政・社協・大学・企業等の多機関による強みを活かした連携や、地域内の行政・企業等との連携に加えて地域外の支援団体との広域ネットワークを構築した連携などの事例がみられた。</p> <p>○ 助成金申請業務については、採択団体別に機構専任担当者を配置し、細かな調整事項に対応できる体制を構築していることに加え、内定事務説明動画の作成・配信等により、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるようにした。これらの対応により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間については、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年より申請書提出が遅れる傾向にある中においても、20.7 日 (前年度 18.3 日) と目標値を達成し</p>	広報手段	回数	実績値	メールマガジン	3 回	登録者約 4,500 件	SNS(Facebook 等)	11 回	登録者約 1,400 件	Facebook 広告	78,048 回	表示人数 37,222 名 HP アクセス数 2,594 回	募集チラシの送付	1 回	送付先 646 件	募集説明動画の公開	2 回	動画ページアクセス数 2,974 回	募集説明会 (オンライン)	6 回	参加者 89 名	新聞広告掲載	1 回	発行部数 50,000 部	月刊誌掲載	1 回	発行部数 20,000 部	プレスリリース	1 回	—	<p>85.1%の団体から「助成事業を通じて新たに他団体・関係機関との連携等があった」との回答があり、助成事業の実施による波及効果を確認することができた。</p> <p>○ 加えて、平成 30 年度分助成事業を対象に助成終了後 1 年半経過後の時点で「フォローアップ調査」を実施したところ、助成終了後は資金面が課題となり事業継続が難しい中、機構が助成した団体では、</p> <p>① 9 割弱が事業を継続しており、助成時期と同規模以上で継続している事業は 60.0%となっている</p> <p>② 事業継続の財源は『自己資金』が 51.9%を占めた</p> <p>③ 7 件が行政で制度化又はモデル事業化につながった</p> <p>など、効果的な利用を確認することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
広報手段	回数	実績値																																		
メールマガジン	3 回	登録者約 4,500 件																																		
SNS(Facebook 等)	11 回	登録者約 1,400 件																																		
Facebook 広告	78,048 回	表示人数 37,222 名 HP アクセス数 2,594 回																																		
募集チラシの送付	1 回	送付先 646 件																																		
募集説明動画の公開	2 回	動画ページアクセス数 2,974 回																																		
募集説明会 (オンライン)	6 回	参加者 89 名																																		
新聞広告掲載	1 回	発行部数 50,000 部																																		
月刊誌掲載	1 回	発行部数 20,000 部																																		
プレスリリース	1 回	—																																		

<p>にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえること。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させること。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に</p>	<p>あたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させる。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させる。</p>	<p>なお、効率化にあたっては、「IT利活用に係る基本指針」(平成 27 年 6 月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部策定)を踏まえることとする。</p> <p>(3) 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンスの強化を図るため、助成先法人等への現地調査、指導等を行う。</p> <p>また、助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、平成 31 年度の募集要領等に反映させ</p>	<p>た。</p> <p>○ 助成先法人等のコンプライアンス確保の観点から、ガバナンス強化の支援を充実させているか。</p> <p>○ 助成期間後の助成先法人等の活動の発展・充実に資するよう、事後評価を行うとともに、事後評価結果については、助成先法人等に対し、適切にフィードバックした上で、次年度の募集要領等に反映させているか。</p>	<p>た。</p> <p>○ 応募手続きの簡素化(機構ホームページからの応募フォームへの入力方法等の改善)や審査・評価委員と機構間の連絡・調整業務の効率化(審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うための専用の連絡システムの機能の充実)により「IT利活用に係る基本指針」を踏まえた効率化を実施した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクがあったため、令和 2 年度助成事業の内定団体に対しては、例年集合形式で実施している説明会に代え、事業実施に係る説明動画を配信し、事業を適切に実施するための留意事項や助成先団体として整備すべき体制などについて説明し、ガバナンス強化の重要性に係る意識づけを行った。</p> <p>○ 不正な手段により助成金の交付を受け、他の用途に使用した場合や、その他規程等に違反する悪質な行為により助成決定の取消し等を行った場合の公表について、募集要領に留意事項として明記し、注意喚起を行った。</p> <p>○ ガバナンス強化の取組みとして、監査室と連携し、令和元年度助成先について、書面による内部監査を実施した(書面監査件数：20 件)。</p> <p>○ 令和 2 年度助成先団体に対する進捗状況調査において、調査票に団体のガバナンス体制に係るチェック項目を設けて実施するとともに、課題を抱えている団体等に対しては、適宜、課題解決のための相談・助言を実施した。</p> <p>○ 令和元年度助成事業の事後評価については、審査・評価委員会において策定した評価方針に基づき、助成先団体による自己評価(全 136 団体(モデル事業 4 団体を含む))、審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(16 団体)及び書面評価(116 団体)を実施した。</p> <p>○ 審査・評価委員会又は機構事務局によるヒアリング評価(16 団体)については、ヒアリング内容を団体に書面でフィードバックし、優良事例は事業評価報告書に取りまとめるとともに、ヒアリング等で審査・評価委員から上がった意見を踏まえ、令和 3 年度の募集要領・様式の見直しを行った。</p> <p>○ 事業評価報告書については、行政とも連携して地域共生に取り組み、制度化につながった事例について紹介する等、</p>					
---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>反映させること。</p> <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めること。</p>	<p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 期中支援の充実 ・ 進捗状況調査等の実施件数 ○ 助成先法人等の活動の発展・充実 ・ 助成事業報告会 (WAMセミナー) における満足度 <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の継続率 ・ 助成事業1年経過後における事業継続率 (助成事業と同程度以上) 	<p>る。</p> <p>(4) 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言を行うとともに、助成効果の高い優れた助成事業等を分かりやすく可視化し、機構ホームページ等で広く周知する。</p>	<p>○ 助成事業が円滑に実施され、助成先法人等が行う事業の継続・発展に繋がるよう、適切な相談・助言に努めているか。</p>	<p>これまでの WAM 助成の成果を新たに掲載する等の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクがあったため、令和3年度 WAM 助成募集の説明については、例年集合形式で実施している説明会に代え、募集説明動画を作成・公開するとともに、各地域で NPO 法人を支援する中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を6地域 (北海道、岩手県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県) で開催し、より多くの NPO 法人等に向けて助成事業の周知及び相談に応じた。 ○ ヒアリング評価等を通して助成先団体の活動を直接確認し、助成先団体との意見交換を行うとともに、事業の継続、発展及び改善のための相談・助言を行った (令和元年度ヒアリング評価16件)。 ○ WAM 助成 e-ライブラリー (電子図書館) について更新を行い、これまでの採択事業 9,274 件分を掲載し、事業開始の際などに参考となる情報を提供した。また、WAM 助成 e-ライブラリーでは、事業区分、地域別や助成金額に加え、キーワードやフリーワードによる検索機能を設定したほか、検索方法を分かりやすく提示することにより、利用者の利便性にも配慮した。 <table border="1" data-bbox="1270 1570 1929 1709"> <tr> <td>助成事業1年経過後における事業継続率 (平成30年度助成先団体へのフォローアップ調査結果))</td> <td>88.0%</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 助成事業の成果普及及び利用促進を図るとともに、民間福祉団体における活動の参考とするため、月刊誌 WAM「いきいきチャレンジ」に掲載された助成事業の概要及び優良事例を「WAM 助成レポート」として冊子にまとめ、NPO 	助成事業1年経過後における事業継続率 (平成30年度助成先団体へのフォローアップ調査結果))	88.0%		
助成事業1年経過後における事業継続率 (平成30年度助成先団体へのフォローアップ調査結果))	88.0%							

<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とすること。(第3期中期目標期間実績：平均 22.9 日)</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：59.3%)</p>	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とする。</p>	<p>(5) 助成事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 助成金申請業務の効率化により、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間を 22 日以内とする。</p> <p>② 助成事業が対象とした利用者の満足度(4段階評価のうち最高評価の率)を 60%以上とする。</p>	<p>○ 助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 助成事業が対象とした利用者の満足度が中期計画を達成しているか。</p>	<p>法人、行政、中間支援組織などへ配布するとともに機構ホームページに掲載した。</p> <p>○ 機構が発行している月刊誌のほかに、一般誌においても助成事業の優良事例紹介を行った(『広報誌 厚生労働(令和2年12月号)』『協同による地域共生社会をめざして』)。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクがあったため、例年集合形式で実施している内定事務説明会に代えて説明動画を作成し、WAM NET 基盤を活用した連絡システムに掲載するなど、採択団体が円滑に助成金申請手続きを行えるよう支援した。</p> <p>これにより、助成金申請書の受理から交付決定までの平均処理期間については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年より申請書提出が遅れる傾向にある中、20.7</p>		
---	--	--	--	---	--	--

				<p>日と目標値（22日以内）を達成した。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症対策に係る国の公開資料について、採択団体に対して WAMNET 基盤を活用した連絡システムにより発信するとともに、コロナ禍の影響による助成事業の計画変更に対応した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクがあったため、例年集合形式で実施している募集説明会に代え、説明用動画を作成し、機構ホームページにて公開した。また、各地域でNPO法人を支援する中間支援組織を通じて参加者を募集したオンライン募集説明会を6地域（北海道、岩手県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県）で開催した。（再掲） ○ 令和3年度助成事業の審査にあたり、新型コロナウイルス感染症により顕在化・深刻化した課題に対応した取組みを評価できるよう募集要領の見直しを行い、該当する事業については採点時に加点することとした。（再掲） 	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載）

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	退職手当共済事業		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	社会福祉施設職員等退職手当共済法第18条 独立行政法人福祉医療機構法第12条第9号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要であるため、国において「ニッポン一億総活躍プラン」等の政策方針の推進に全力を挙げているところであり、社会福祉施設職員等退職手当共済制度を安定的に運営し、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号795・804

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
平均事務処理期間 (計画値)	42日以内	—	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内	42日以内		予算額(千円)	115,190,065	121,103,262	123,295,310	
平均事務処理期間 (実績値)	—	36.9日	41.4日	39.9日	41.0日				決算額(千円)	111,221,707	114,763,250	116,981,396	
達成度	—	—	101.4%	105.3%	102.4%				経常費用(千円)	106,737,381	113,065,967	116,413,744	
退職届作成システム の利用割合(計画値)	30%以上	—	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上	30%以上		経常利益(千円)	5,186,851	1,404,572	208,701	
退職届作成システム の利用割合(実績値)	—	33.7%	34.6%	41.4%	49.4%				行政コスト(千円)	—	116,588,411	118,166,617	
達成度	—	—	115.3%	138.0%	164.7%				行政サービス実施コスト(千円)	46,004,964	—	—	
									従事人員数	20.45人	20.69人	22.00人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価										
				業務実績	自己評価	評価	主務大臣による評価									
<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>(1) 退職手当金の給付事務の効率化により、請求書の受付から給</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>少子高齢化が進展する中、福祉サービスの安定的かつ効率的な提供体制を構築することは喫緊の課題であり、その担い手である福祉人材の確保が必要である。「ニッポン一億総活躍プラン」においても、保育・介護サービスを提供するための人材確保に向けた対策が挙げられている。</p> <p>こうした国の政策目的の実現に向けて、退職手当共済事業では、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求</p>	<p>4 退職手当共済事業</p> <p>退職手当共済事業については、社会福祉施設等を経営する社会福祉法人等の相互扶助の精神に基づき、退職手当共済制度の安定的な運営を図ることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資することが必要であり、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、当該事業における被共済職員数、退職手当金支給者数、退職手当金支給額及び単位掛金額を次のとおり見込む。</p> <p>(1) 退職手当金支給に係る手続きフローを見直すなど、事務処理の効</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間において請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合を毎年度30%以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 退職手当金支給に係る事務処理の効率化を図ることにより、請求書の受</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間は、41.0日となった。</p> <p>② 退職届作成システムの利用割合は、49.4%となった。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月1日現在の被共済職員数</td> <td>874,997人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給者数</td> <td>77,073人</td> </tr> <tr> <td>退職手当金支給額</td> <td>115,739,684千円</td> </tr> <tr> <td>単位掛金額</td> <td>44,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 令和2年度においては、設定した期限内に必要な事務処理が円滑かつ確実に完了するよう、事務処理の一部について、柔軟なマンパワーの充当が可能と</p>	区 分	令和2事業年度	4月1日現在の被共済職員数	874,997人	退職手当金支給者数	77,073人	退職手当金支給額	115,739,684千円	単位掛金額	44,500円	<p><評定と根拠></p> <p>評定：A</p> <p>○ 令和2年度においては、設定期限内に必要な事務処理が円滑かつ確実に完了するように、事務処理の一部について業務委託を試行的に導入し、支給処理件数が大幅に増加する時期の事務処理体制の強化を図った。</p> <p>一方で、請求書の提出が例年よりも早期化し業務量も増加する中で、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が発出されたことを受け、データ入力業者が出勤調整等を行ったことによりデータ入力処理に影響が生じたため、データ入力業者、業務委託業者、機構の間で緊密に連携し、それぞれが担う事務処理の体制を強化し、処理量の最大化を図ることにより、平均処理期間の短縮に努めた。</p> <p>こうした取組みの結果、新型コロナウイルスによる影響を受けた中でも、請求書の受付から給付までの平均処理期間は41.0日となり、中期目標に定められた目標値(42日以内)を上回る実績を上げることができた。</p> <p>○ 利用者アンケートの結果を踏まえ、共済契約者の退職届作成システムの認知を高めるため、利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。</p> <p>また、各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行うとともに、WAMNET基盤のメール一括配信機能を活用し、退職共済電子届出システム利用者(ID保有者)あてに、「退職届作成システム利用のご案内」を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>
区 分	令和2事業年度															
4月1日現在の被共済職員数	874,997人															
退職手当金支給者数	77,073人															
退職手当金支給額	115,739,684千円															
単位掛金額	44,500円															

<p>付までの平均処理期間の短縮を図ること。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、提出書類の簡素化等に努めるとともに、退職届作成システムの利用を促進すること。</p>	<p>書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 退職手当金支給実績 ・ 退職手当金支給件数・金額 <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電子化の推進実績 ・ 電子届出システム利用率 ○ 利用者の事務負担軽減の取組実績 ・ 電子届出システム利用者満足度 ・ 掛金納付対象職員届処理に係るエラー発生率の減少度 	<p>率化を図ることにより、請求書の受付から給付までの平均処理期間の短縮を図る。</p> <p>(2) 利用者の手続面での利便性の向上及び負担の軽減を図るため、アンケート調査等により把握した利用者の意向を踏まえ、退職届作成システムの機能の充実を図るなど ICT の活用を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進する。</p>	<p>付から給付までの平均処理期間の短縮を図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の意向を踏まえ、提出書類の電子化及び簡素化等を進めるとともに、退職届作成システムの利用を促進しているか。 	<p>なる業務委託を試行的に導入し、支給処理件数が大幅に増加する時期の事務処理体制について見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、請求書の提出が例年よりも早期化したことに合わせて業務量も増加する中、新型コロナによる緊急事態宣言が発出されたことを受け、データ入力業者が出勤調整等を行ったことにより、データ入力処理に影響が生じた。 ○ このため、データ入力業者、業務委託業者、機構の間で緊密に連携し、それぞれが担う事務処理の体制を強化することにより、処理量の最大化に努めた。 ○ こうした取組みの結果、請求書の受付から給付までの平均処理期間は、41.0日となった。 ○ 退職届作成システムの利用を促進するため、次の取組みを行った。 <ul style="list-style-type: none"> a 利用者アンケートの結果、共済契約者の退職届作成システムの認知が十分といえないことが確認できたことから、システムの利便性や操作方法を簡潔にまとめたチラシを作成し、退職共済電子届出システムの利用依頼文書と合わせて、共済契約者あてに送付した。 b 各種手続きに係る共済契約者あての電話照会や文書送付の際に、退職届作成システムの利用案内を行った。 c WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、退職共済電子届出システム利用者 (ID 保有者) あてに退職届作成システムの利用案内を送信し、システム利用によるメリットや利便性等を周知した。 d 全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、退職共済電子届出システムの利用促進について依頼を行った。 e 退職共済電子届出システム未利用者あてに、システムの案内を送付した。 ○ こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は、49.4%となった。 	<p>周知した。</p> <p>加えて、全国社会福祉法人経営者協議会を通じて、社会福祉法人あての制度周知に加え、退職共済電子届出システムの利用促進依頼を行うとともに、退職共済電子届出システム未利用者あてにシステムのご案内を送付し、電子届出システムの利用拡大に努めた。</p> <p>なお、掛金納付対象職員届の処理については、電子届出システム利用者のエラー発生率が 0.32%となり、紙媒体提出者のエラー発生率 11.34%との比較において大幅に抑制されており、システムの利用が共済契約者及び機構の事務負担の軽減に大きく寄与できていることが確認できた。</p> <p>こうした取組みの結果、退職届作成システムの利用率は 49.4%となり、中期目標に定められた目標値 (30%以上) を大きく上回る実績を上げることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症や災害など緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに WAM NET メールにより個別メールでの案内を行ったほか、機構ホームページに掲載している共済契約者・被共済職員 (福祉施設職員) 向けの制度及び手続説明の冊子やリーフレット等について、より分かりやすいものとなるよう大幅な見直しを行った。 加えて、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟と連携した制度説明チラシの配布や、福祉医療貸付事業主催の都道府県行政担当者会議において管下の法人への周知依頼を行った。 ○ こうした取組みの結果、加入職員は、874,997人となり、前年度 867,784人と比べ、7,213人増加した。 ○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の 96.7%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を
--	--	---	--	--	--

<p>(3) 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知すること。</p> <p>(4) 退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において42日以内とすること。 (マイナンバー制度導入後(平成27年度及び平成28年度)実績平均:42.1日)</p>	<p>(3)社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。 (関連指標)</p> <p>○退職手当共済制度の周知実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等と連携し周知した実績 ・加入職員数 ・新規加入職員数 ・共済契約者へのアンケートによる福祉人材確保の貢献度 <p>(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を中期目標期間において42日以内とする。</p>	<p>(3)社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知する。</p> <p>(4)退職手当共済事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 請求書の受付から給付までの平均処理期間を42日以内とする。</p>	<p>○ 社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を図り、福祉人材の確保に資するため、都道府県等と連携し、退職手当共済制度を広く周知しているか。</p> <p>○ 請求書の受付から給付までの平均処理期間について、中期計画を達成しているか。 なお、退職手当金の支給原資のうち、国及び地方公共団体の補助金等の予算制約が生じた場合は、当該事情を考慮する。</p>	<p>○ 退職手当共済制度を幅広く周知するため、次の取り組みを行った。</p> <p>a 新型コロナウイルス感染症や災害など緊急対応が必要なものは、手続きの案内を迅速かつ詳細に機構ホームページに掲載するとともに、WAMNET 基盤のメール一括配信機能による個別メールでの案内を行った。また、機構ホームページに掲載している共済契約者・被共済職員(福祉施設職員)向けの制度及び手続説明の冊子・リーフレット等について、より分かりやすいものとなるよう、大幅な見直しを行った。</p> <p>b 福祉専門職の養成校協会と連携し、福祉専門職養成校に在籍する教員・学生への制度周知のため、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に対し、加盟校への制度説明チラシの配布を依頼した。</p> <p>c 福祉医療貸付事業主催のオンラインによる都道府県行政担当者会議において、管下の法人への退職手当共済制度の周知依頼を行った。</p> <p>○ 電子届出システム利用者アンケート結果では、利用者の96.7%から「職員の安定的な確保に貢献している」との回答を得た。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>	<p>得ることができた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りが悪化した共済契約者については、厚生労働省と協議のうえ、掛金の納付期限を延長する措置を講じた。 また、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき、共済契約者が実施した出勤調整について、厚生労働省と協議のうえ、業務に従事した日として取り扱う措置を講じた。</p> <p>○ 以上のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中でも、退職手当金支給までの平均処理期間の目標値(難易度:高)を上回るとともに、電子届出システムの利用促進により、共済契約者の事務負担の軽減に努め、退職届作成システムの利用割合については120%を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均133.5%)を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし</p>	
---	---	---	---	--	--	--

<p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度30%以上とすること。(第3期中期目標期間実績平均：27.5%)</p>	<p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を毎年度30%以上とする。</p>	<p>② 退職届作成システムの利用を促進し、利用割合を30%以上とする。</p>	<p>○ 退職届作成システムの利用割合について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>○ 上記②のとおり。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、資金繰りの悪化などにより掛金の期限内の納付が困難な場合は、共済法第16条第2項に規定する「災害その他やむを得ない理由」に該当することから、厚生労働省と協議し、共済契約者に掛金納付期限の延長手続きの周知を行うとともに、延長申請のあった30法人について、内容審査のうえ掛金の納付期限を延長した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日)の中で、発熱や子の保育等に関する出勤の取扱い方が示されたこと、また、令和2年4月7日の緊急事態宣言においても、感染拡大防止のための出勤調整に努めるように示されていることを踏まえ、厚生労働省と協議し、共済契約者がこれらの基準に則して行った出勤調整については、業務に従事した日となることを共済契約者あてに周知した。</p> <p>○ 上記の2点の対策については、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を利用して効率的な情報発信を行うとともに、機構ホームページに掲載して周知した。</p>		
--	---	--	---	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	心身障害者扶養保険事業		
業務に関連する政策・施策	IX-1-1 障害者の地域における生活を総合的に支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第10号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号803・849

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
周知・広報活動回数（計画値）	15回以上	—	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上	15回以上		予算額（千円）	32,003,111	31,301,911	31,648,550	
周知・広報活動回数（実績値）	—	14回	16回	17回	16回				決算額（千円）	32,888,186	33,156,600	33,509,232	
達成率	—	—	106.7%	113.3%	106.7%				経常費用（千円）	21,314,240	22,638,902	21,712,630	
									経常利益（千円）	△709,740	△3,454,267	2,698,291	
									行政コスト（千円）	—	22,735,302	21,712,630	
									行政サービス実施コスト（千円）	813,873	—	—	
									従事人員数	6.28人	6.28人	5.66人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価															
				業務実績	自己評価	評価															
<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努めること。</p> <p>なお、扶養共済制度に関し、国においては、その安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、平成19年度末までに加入した者の積立不足に対応し、機構が定期的に行う扶養共済制度の長期的な財政状況の検証を踏まえ、毎年度予</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度(以下「扶養共済制度」という。)によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p>	<p>5 心身障害者扶養保険事業</p> <p>心身障害者扶養保険事業(以下「扶養保険事業」という。)については、地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度によって地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を保険する事業に関する業務を安定的に運営することにより、心身障害者の保護者の不安を解消し、保護者死亡後の心身障害者の生活安定に寄与することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施及び繰越欠損金の発生防止に努める。</p> <p>なお、当該事業における新規加入者数その他を次のとおり見込む。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度15回以上行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を16回行った。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和2事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>1,033人</td> </tr> <tr> <td>新規年金受給者数</td> <td>2,114人</td> </tr> <tr> <td>保険対象加入者数</td> <td>59,908人</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金支払対象障害者数</td> <td>58,275人</td> </tr> <tr> <td>死亡・障害保険金額</td> <td>7,191,400千円</td> </tr> <tr> <td>年金給付保険金額</td> <td>14,167,860千円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	令和2事業年度	新規加入者数	1,033人	新規年金受給者数	2,114人	保険対象加入者数	59,908人	年金給付保険金支払対象障害者数	58,275人	死亡・障害保険金額	7,191,400千円	年金給付保険金額	14,167,860千円	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、令和元年度の決算を踏まえ、財務状況検討会で財務状況の検証を行い、検証結果を取りまとめた。取りまとめた報告書により、厚生労働省、事業の実施主体である地方公共団体及び障害者関係団体へ報告するとともに、加入者等に対して機構ホームページにおいて公表することにより、事業の透明性の確保に努めた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については書面開催としたが、従来と同様に機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえで国とも連携して回答を作成したことに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果をとりまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めるなど、地方公共団体の事務処理が適切になされるようきめ細かに対応した。</p> <p>さらに、地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として、機構と地方公共団体の加入者名簿内容の照合、加入者現況確認調査を行うとともに、心身障害者、加入者等の利益の確保及び地</p>	<p>評価</p>	<p><評価に至った理由></p>
区 分	令和2事業年度																				
新規加入者数	1,033人																				
新規年金受給者数	2,114人																				
保険対象加入者数	59,908人																				
年金給付保険金支払対象障害者数	58,275人																				
死亡・障害保険金額	7,191,400千円																				
年金給付保険金額	14,167,860千円																				

<p>算編成を経て必要な財政支援措置を各地方公共団体とともに講ずることとし、機構は、上記の国・地方公共団体による財政措置を踏まえ、資金の安全かつ効率的な運用に努めること。</p> <p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表すること。 なお、国においては少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うことから、機構は基礎数値等見直しに必要な情報を提供するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出ること。</p>	<p>(1) 財政状況の検証 扶養保険事業の安定的な運営を図り、将来にわたり障害者に対する年金給付を確実にを行うため、毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表する。 なお、検証の結果は、厚生労働省に報告するとともに、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。 (関連指標) ○心身障害者扶養保険事業実績 ・新規加入者数 ・新規年金受給者数 ・保険対象加入者数</p>	<p>(1) 財政状況の検証 令和元年度の決算を踏まえ、心身障害者扶養保険事業財務状況検討会(以下「財務状況検討会」という。)で財務状況の検証を行い、検証結果を報告書に取りまとめ、厚生労働省へ報告するとともに、機構ホームページで公表するなど関係者に対し広く周知する。 なお、検証の結果、将来的に当該事業の安定的な運営に支障が見込まれる場合には、厚生労働大臣に対しその旨を申し出る。</p>	<p><評価の視点> ○ 毎年度、扶養保険事業の財政状況を検証するとともに、加入者等に対し公表しているか。</p>	<p>○ 財務状況検討会を10月に開催し、令和元年度決算に基づく扶養保険事業の財務状況の検証及び将来予測に関する報告書を取りまとめ、厚生労働省、都道府県・指定都市及び障害者関係団体に報告するとともに、機構ホームページでの公表を実施した。</p>			<p>方公共団体の的確な事務処理の実施について指導を行い、管理状況のばらつきや事務の停滞を防止するなど、地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p> <p>○ 心身障害者及びその保護者に必要な情報がいきわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力により周知・広報活動を16回行い、年度計画に定める目標値(15回以上)を上回ることができた。</p> <p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的な観点から安全かつ効率的に行うため、11月に開催した資産運用委員会で、扶養保険資金の基本方針(基本ポートフォリオを含む)の見直しの検討や、現行の基本ポートフォリオについて、想定した運用環境が現実から乖離していないかなどの検証を行った結果、現行基本方針を維持することで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。 また、扶養保険資産の資産構成割合については、基本ポートフォリオとの乖離許容幅内に収まるよう、毎月管理を行った。 運用利回りについては、資産ごとに概ねベンチマーク収益率を確保するとともに、資産合計で7.52%の運用利回りを確保した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対策として、制度の周知・広報活動について、例年は関係団体等が開催する大会等への参加を中心に実施していたが、感染拡大防止の観点から開催が控えられたため、業界誌等への記事掲載、関係団体へのパンフレット配布、WAM NETの制度概要ページのリニューアル及び各地</p>
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を定め、これに基づき管理を行うこと。</p>	<p>・年金給付保険金支払対象障害者数</p> <p>・年金給付保険金額</p> <p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>(2) 扶養保険資金の運用</p> <p>① 基本的考え方</p> <p>扶養保険資金の運用については、資金の特性を十分に踏まえ、厚生労働大臣の認可を受けた金銭信託契約に基づき、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって扶養保険事業の運営の安定に資することを目的として行うこととし、運用に関する基本方針（長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む。）を、心身障害者扶養保険資産運用委員会（資産運用に精通した外部</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用については、長期的に維持すべき資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を含む運用に関する基本方針を心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経た上で策定し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行っているか。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度において、各資産のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保しているか。</p>	<p>○ 心身障害者扶養保険資産運用委員会の議を経たうえで策定した扶養保険資金の運用に関する基本方針に基づき、安全かつ効率的な運用を行った。また、その運用状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 各資産ともパッシブ運用を実施し、概ね資産ごとのベンチマーク収益率を確保することができた。また、運用実績については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、ベンチマーク収益率との差は、次のとおりである。</p> <p>[令和2年4月～令和3年3月（年率）]</p> <table border="1" data-bbox="1255 1346 1985 1562"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>ベンチマーク収益率</th> <th>運用実績</th> <th>ベンチマーク差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>△0.70%</td> <td>△0.72%</td> <td>△0.01%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>42.13%</td> <td>42.27%</td> <td>0.14%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>5.43%</td> <td>5.07%</td> <td>△0.36%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>59.79%</td> <td>59.45%</td> <td>△0.34%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各資産の運用実績は時間加重収益率</p> <p>(参考)</p> <table border="1" data-bbox="1255 1688 1762 1766"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>運用実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産全体</td> <td>7.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資産全体の運用実績は修正総合利回り</p>	区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差	有価証券	国内	債券	△0.70%	△0.72%	△0.01%	株式	42.13%	42.27%	0.14%	外国	債券	5.43%	5.07%	△0.36%	株式	59.79%	59.45%	△0.34%	区分	運用実績	資産全体	7.52%	<p>方公共団体のホームページとの相互リンク等を中心とした周知・広報活動を実施した。</p> <p>さらに、感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については集合形式から書面方式の開催に変更して実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
区分		ベンチマーク収益率	運用実績	ベンチマーク差																														
有価証券	国内	債券	△0.70%	△0.72%	△0.01%																													
		株式	42.13%	42.27%	0.14%																													
	外国	債券	5.43%	5.07%	△0.36%																													
		株式	59.79%	59.45%	△0.34%																													
区分	運用実績																																	
資産全体	7.52%																																	

<p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保すること。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 扶養保険資金については、分散投資による運用を行うとともに、運用に伴う各種リスクの管理を行うこと。</p>	<p>専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心として、各年度における各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産のベンチマーク収益率を確保することとする。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、運用に伴う以下のリスクの管理を適切に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本ポートフォリオを適切に管理するため、 	<p>専門家により構成される組織をいう。以下「資産運用委員会」という。)の議を経た上で策定し、これに基づき適切に管理する。</p> <p>また、各資産ともパッシブ運用を中心とし、各資産のベンチマーク収益率を確保するよう努める。</p> <p>② 運用におけるリスク管理 基本ポートフォリオを適切に管理するため、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <p>扶養保険資金について、運用受託機関へ</p>	<p>○ 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。</p>	<p>○ 毎月、資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、あらかじめ設定した乖離許容幅内に収まるよう管理を行った。また、乖離状況については、定期的に経営企画会議及びガバナンス委員会に報告した。</p> <p>なお、乖離幅は次のとおりである。</p> <p>[令和3年3月末]</p> <table border="1" data-bbox="1252 1438 1985 1829"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)</th> <th>実績</th> <th>乖離幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">有価証券</td> <td rowspan="2">国内</td> <td>債券</td> <td>74.5% (±8%)</td> <td>71.5%</td> <td>△3.0%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>8.5% (±5%)</td> <td>10.9%</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">外国</td> <td>債券</td> <td>8.5% (±5%)</td> <td>7.5%</td> <td>△1.0%</td> </tr> <tr> <td>株式</td> <td>8.5% (±5%)</td> <td>10.1%</td> <td>1.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅	有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	71.5%	△3.0%	株式	8.5% (±5%)	10.9%	2.4%	外国	債券	8.5% (±5%)	7.5%	△1.0%	株式	8.5% (±5%)	10.1%	1.6%		
区分		基本 ポートフォリオ (乖離許容幅)	実績	乖離幅																										
有価証券	国内	債券	74.5% (±8%)	71.5%	△3.0%																									
		株式	8.5% (±5%)	10.9%	2.4%																									
	外国	債券	8.5% (±5%)	7.5%	△1.0%																									
		株式	8.5% (±5%)	10.1%	1.6%																									

		<p>資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 扶養保険資金について、運用受託機関への委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、リスク管理を行う。 	<p>の委託等により運用を行うとともに、運用受託機関等からの報告等に基づき、資産全体、各資産、運用受託機関等について、以下の方法によりリスク管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資産全体 資産全体のリスクを確認し、問題がある場合には適切な措置を講じる。 各資産 各資産におけるリスク及びトラッキングエラーの状況等を把握し適切に管理する。 運用受託機関等 運用受託機関等に対しガイドラインを示し、運用状況及びリスク負担の状況を把握するとともに、信用リスクの管 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 資産全体及び各資産のリスクを確認し、リスクについて分析及び評価を行い、適切なリスク管理を行っているか。 ○ 運用受託機関等に対し運用ガイドライン及びベンチマークを示すとともに、運用状況及びリスク管理の状況を把握し、適切に管理しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月、運用コンサルティング会社を活用し、資産全体に係るリスク要因、各資産に係るリスク及びトラッキングエラー等の要因を把握し、特に問題ないことを確認した。 ○ 月次報告及び四半期毎の定期ミーティングにおいて、運用状況、リスク管理の状況及びベンチマーク収益率との乖離状況を把握し、特に問題ないことを確認した。 		
--	--	--	--	---	---	--	--

<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とするこ</p>	<p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針については、公表するとともに、少なくとも毎年 1 回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行う。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、長期的な観点から、厚生労働大臣が別途指示する運用利回りを確保するような資産構成とする。</p>	<p>理等を行い、適切に管理する。 なお、運用状況については、毎月実績報告を受け、ベンチマーク収益率との乖離状況を把握するとともに、年 4 回(四半期毎)ヒアリングを実施する。</p> <p>③ 運用に関する基本方針の見直し 運用に関する基本方針の見直しについては資産運用委員会で検討し、必要があるときは、速やかに見直しを行い、公表する。</p> <p>④ 基本ポートフォリオの見直し及び年金給付のための流動性の確保 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針を公表するとともに、少なくとも毎年 1 回検討を加え、必要があるときは速やかに見直しを行っているか。</p> <p>○ 基本ポートフォリオの策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年 1 回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直しているか。</p>	<p>○ 扶養保険資金の運用に関する基本方針については、機構ホームページで公表した。また、同基本方針の見直しについては、11 月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、現行基本方針を維持することで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 基本ポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実と乖離が生じていないかなどについては、11 月に開催した資産運用委員会で検証を行った結果、現行基本ポートフォリオを維持することで意見が一致し、その旨をガバナンス委員会に報告した。</p>					
---	--	--	---	--	--	--	--	--	--

<p>と。</p> <p>なお、策定に際しては、以下の点に留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについての検証を行い、必要に応じて随時見直すこと。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から運用実績を確認す</p>	<p>なお、策定に際しては、以下の点に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養保険事業の短期資金需要等を踏まえて策定すること。 ・ 基本ポートフォリオ全体のリスクを最小限に抑制すること。 <p>また、策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないかなどについて、毎年1回、資産運用委員会で検証を行うとともに、必要に応じて随時見直す。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からな</p>	<p>資産運用委員会で検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、短期資産において、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。</p> <p>⑤ 扶養保険事業に関する生命保険契約における運用実績等の検証</p> <p>令和元年度の生命保険会社の決算報告等により各社の運用実績等を把握し、その内容を内部検証するととも</p>	<p>○ 短期資金需要等を踏まえて、年金給付等に必要な流動性(現金等)を確保するとともに、効率的な現金管理を行っているか。</p> <p>○ 扶養保険事業の財政状況の検証に資するため、毎年度、市場環境や投資行動の観点から、外部有識者等からなる心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行っているか。</p>	<p>○ 短期資産については、年金給付等の支出に不足が生じないよう管理を行うとともに、収支見通しに基づき必要な現金等を確保し、効率的な現金管理を行った。また、管理状況については、定期的にガバナンス委員会に報告した。</p> <p>○ 生命保険会社の決算に係る経営指標等を整理し、運用実績等の分析方法や着眼点等について、コンサルタントと意見交換を行った。その結果を踏まえ、提出された令和元年度決算書を分析・検証するとともに、10月に開催した財務状況検討会において確認等の検証を行い、現状では問題ないことを確認した。</p>					
--	---	---	--	--	--	--	--	--	--

<p>る等の検証を行うこと。</p>	<p>る心身障害者扶養保険事業財務状況検討会において運用実績を確認する等の検証を行う。 (関連指標) ○扶養保険資金の運用実績 ・ベンチマーク差</p>	<p>に、外部有識者等からなる財務状況検討会において確認等の検証を行う。</p>							
<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努めること。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図るため、扶養共済制度を運営する地方公共団体と連携し、事務担当者会議の開催等により相互の事務処理の適切な実施を図るとともに、制度周知に努める。</p>	<p>(3) 事務処理等の適切な実施 扶養共済制度を運営する地方公共団体に対する事務担当者会議を開催し、地方公共団体と相互の連携を図るとともに、適切に事務処理を行うための留意事項の徹底等きめ細かに対応する。 また、地方公共団体等の意見を踏まえたパンフレット等を作成し、制度周知に努める。</p>	<p>○ 心身障害者及びその保護者に対するサービスの向上を図る観点から、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めているか。</p> <p>○ 各自治体担当者の事務処理の標準化を図るよう努めているか。</p>	<p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については書面開催としたが、従来と同様に機構と地方公共団体並びに地方公共団体相互間での情報交換・意見交換が円滑に行われるよう、事前に地方公共団体から質問事項、情報交換事項等を募り、事項別に整理したうえ、国とも連携して回答を作成することに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果をとりまとめ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。</p> <p>○ 事業の実施主体である地方公共団体等からの意見、要望等を踏まえたパンフレット・リーフレットを作成し、地方公共団体を経由して、加入者、年金管理者及び年金受給者へ配布することにより、制度のより一層の周知を図った。</p> <p>○ 地方公共団体の円滑な事務処理のため、機構の自主的な対応として地方公共団体に対し、加入者名簿の送付を行い、加入者及び保険対象障害者の現況について調査・確認の依頼を行い、確認結果について報告を受けた。 また、機構と地方公共団体の加入者名簿の照合や年金給付金等の請求遅延・遺漏等の確認を通じて、地方公共団体の的確な事務処理の実施等について指導を行い、各地方公共団体の事務処理の標準化を図った。</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p>				
<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p>	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p>	<p>(4) 扶養保険事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p>	<p>○ 国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動は中期計画を達成し</p>						

<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行うこと。(平成 28 年度実績：10 回) 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を毎年度 15 回以上行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 心身障害者及びその保護者に必要な情報が行きわたるよう、国、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力による周知・広報活動を 15 回以上行う。 	<p>ているか。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 制度の周知・広報活動について、例年は関係団体等が開催する大会等への参加を中心に実施していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催が控えられたため、業界誌等への記事掲載 (5 回)、関係団体へのパンフレット配布 (8 回)、WAMNET の制度概要ページのリニューアル及び各地方公共団体のホームページとの相互リンク等 (3 回) を中心とした周知・広報活動を実施した。 ○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事務担当者会議については集合形式から書面開催に変更したことに加え、情報交換事項については、項目別に地方公共団体の対応状況等を調査し、結果をとりまとめのうえ情報提供することにより、扶養保険事業の運営上の課題把握及び解消に努めた。(再掲) 		
--	---	--	--------------	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	福祉保健医療情報サービス事業（WAMNET事業）		
業務に関連する政策・施策	VIII-2-1 福祉・介護人材の養成確保を推進すること等により、福祉サービスの質の向上を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第11号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 全ての利用者に対する一元的かつ正確な情報の提供や、地域共生社会の実現に向けた情報提供体制の整備の支援などの取組が必要とされている中、国においては各種関連法律を改正するなど、政策目的の実現に全力を挙げているところであり、この取組に寄与する本事業は重要度が高いものである。	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号804

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
情報充実及び機能見直し（計画値）	25件以上	—	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上	5件以上 (25件)		予算額（千円）	493,605	962,815	630,830	
情報充実及び機能見直し（実績値）	—	5件	8件 (8件)	8件 (16件)	7件 (23件)				決算額（千円）	504,108	738,653	790,648	
達成度	—	—	160.0%	160.0%	140.0%				経常費用（千円）	628,095	721,064	798,359	
年間ヒット件数（計画値）	11,000万件以上	—	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上	11,000万件以上		経常利益（千円）	0	0	0	
年間ヒット件数（実績値）	—	12,940万件	19,258万件	15,798万件	22,809万件				行政コスト（千円）	—	794,297	798,359	
達成度	—	—	175.1%	143.6%	207.4%				行政サービス実施コスト（千円）	387,079	—	—	
									従事人員数	8.29人	10.92人	11.02人	

(注) 一般勘定のセグメント情報（共通経費を除外）に基づき、金額を記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努</p>	<p>6 福祉保健医療情報サービス事業(WAM NET事業)</p> <p>WAM NET事業については、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、独立行政法人という公的な主体が運営する信用力を活かし、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 21 号)に基づく「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 65 号)に基づく「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援法」(平成 24 年法律第 65 号)に基づく「子ども・子育て支援情報公表システム」の管理・運営を行うことなどにより、全ての利用者に対し福祉保健医療施策に関する</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 7 件実施した。</p> <p>② 年間ヒット件数は、WAM NET コンテンツや社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムの利用等が堅調であったことから、2 億 2,809 万件となった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>○ WAM NET 事業においては、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「新型コロナウイルス関連情報」、「保育士お役立ち情報」、「すくすくサポート～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」等 5 件のコンテンツを新設するとともに、WAM NET 事業推進専門委員会や利用者アンケート等における意見を踏まえ、WAM NET のトップページを全面的にリニューアルし、利用者の属性、対象分野、利用目的別の検索機能を設けるなど、情報の探しやすさや見やすさ等の向上を図ったほか、社会福祉士や看護師等の福祉・医療関係職種の養成施設の検索ができる「専門職養成施設検索」コンテンツの見直しを行うなど、提供情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対応として、国の政策動向や利用者からの要望を踏まえ、関係省庁及び関係機関と連携しつつ、「一般向け」、「医療関係者向け」など利用者属性ごとに分類し見やすくまとめた「新型コロナウイルス関連情報」コンテンツを新規掲載し、随時更新を行った。</p> <p>○ 「財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について、厚生労働省及び内閣府等関係省庁と連携し、社会福祉法人や所轄庁等に当該システムの利用を促した結果、高</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

<p>めること。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めること。</p>	<p>める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○利用者サービス向上取組実績</p> <p>・アンケート調査における情報利用者の満足度</p>	<p>一元的かつ正確な情報の基盤を提供することを目的とし、以下の点に特に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>(1) 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努める。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供していくとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めているか。</p>	<p>○ 提供情報の質の向上を図るため、次のとおり、新たにコンテンツを開発した。</p> <p>a 新型コロナウイルス対策に関する情報をタイムリーかつワンストップで提供することで、福祉医療関係従事者や経営者等を支援することを目的に、厚生労働省をはじめとする各省庁等のコロナ対策関連情報及び機構の新型コロナウイルス対応支援資金情報やオンラインによる新型コロナ対策経営セミナー等を「一般向け」、「医療関係者向け」など利用者属性ごとの分類でまとめた「新型コロナウイルス関連情報」コンテンツを新規掲載し、随時更新を行った。</p> <p>b 犯罪や非行をした人たちの再犯を防ぎ、社会復帰と自立を支援することを目的に、法務省保護局及び日本更生保護協会と連携して、支援の実例やネットワーク、更生保護関係団体を支援する「立ち直り応援基金」等の更生保護に関する情報についてまとめた「更生保護」コンテンツを新規掲載し、法務大臣の定例会見においても紹介された。</p> <p>c 災害時における高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者や避難行動要支援者の配慮事項、コロナ禍における避難所で必要な配慮情報、中央省庁等災害ポータル等の情報をとりまとめ、「防災・減災ポータルサイト」コンテンツとして新規掲載した。</p> <p>この中で、災害時におけるサービス提供維持の観点から社会福祉施設等に策定等が義務付けられることとなった業務継続計画（BCP）に関し、その作成支援の研修動画やガイドライン等についてもワンストップで紹介した。</p> <p>d 保育士を目指す方や保育士として働く方が活用できる情報の提供を目的に、厚生労働省子ども家庭局と連携し、保育士の資格を活かせる仕事に関する情報やキャリアアップのための研修に関する情報等をまとめた「保育士お役立ち情報」コンテンツを新規掲載した。</p>	<p>い利用率（財務諸表等電子開示システム 99.5%（20,836/20,941 法人）、障害福祉サービス等情報公表システム 82.6%（138,991/168,217 事業所）、子ども・子育て支援情報公表システム 91.2%（57,572 施設/63,137 施設）を達成した。</p> <p>特に、「子ども・子育て支援情報公表システム」については、内閣府が運用していた前身のシステムでは3割程度の利用率で推移していたが、機構のこれまでの二つの情報システムのノウハウ等を活かすことにより稼働初年度から91.2%の利用率とすることができた。</p> <p>○ 上記のコンテンツの新設等により提供する情報の充実及び機能の見直しを行ったことにより、年間ヒット件数は計画値の1億1千万件を大きく上回る2億2,809万件のヒット件数を達成することができた。（達成度207.4%）</p> <p>○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、次のとおり、WAM NET 基盤を活用した。</p> <p>a 従来の連絡システムに加えて、新たに新型コロナウイルス対応支援金融業務等の連絡システムを構築し、外部関係者や顧客との迅速なデータ授受を行い、WAM NET の高度なセキュリティ環境の下で、膨大な緊急融資業務の効率的な処理を推進した。</p> <p>b メール一括配信機能を用いて、社会福祉振興助成事業や退職手当共済事業に係る申請等の手続き、WAM の調達情報や月刊誌WAMの最新情報を配信するメールマガジンなどを迅速かつ安全に</p>
---	--	---	--	--	---

<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に</p>	<p>(2)国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に</p>	<p>(2)子ども・子育て支援情報公表システム等、国の施策に基づく情報</p>	<p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携の上、着実に整備</p>	<p>e 子どもの成長や発達で気になることがあってもなかなか相談や制度・サービスに結びつかない子育て中の保護者が、気軽に活用できる情報の提供を目的に、相談先の紹介や支援内容、受給できる手当等、障害児支援に関する情報等についてまとめた「すくすくサポート ～子どもの発達・成長・障害に関する情報～」コンテンツを新規掲載した。</p> <p>○ 利用者の利便性の向上を図るため、次のとおり、既存コンテンツの機能の見直しを行った。</p> <p>a 福祉保健医療関連の各種情報の効果的な提供及び利用者の利便性の向上を目的として、WAM NET 事業推進専門委員会や利用者アンケート等における意見を踏まえ、WAM NET のトップページについて、利用者の属性、対象分野、利用目的別の検索機能を設けるなど、情報の探しやすさや見やすさ等の視点から全面的にリニューアルした。</p> <p>b 社会福祉士や看護師等の福祉・医療関係職種の養成施設の検索ができる「専門職養成施設検索」コンテンツにおいて、新たに全国の指定保育士養成施設を追加するとともに、厚生労働省が公表するリストをより見やすく再編し、地図画面で視覚的に検索できる仕組みを設ける等のリニューアルを行い、提供情報の拡充及び利便性の向上を図った。</p> <p>○ 新型コロナ関連情報をはじめとする掲載情報や WAM NET そのものの更なる周知を図るため、メールマガジンや Twitter を積極的に活用した(メールマガジン 235 件、Twitter1,583 件)。また、Twitter の発信については新たに「Twitter カード」を導入し、サムネイル画像やタイトル等の投稿内容が広く表示され、より閲覧者に訴求するよう充実化を図った。</p> <p>○ 福祉医療分野、情報通信分野等を専門とする外部有識者からなる WAM NET 事業推進専門委員会を開催し、福祉保健医療に関して今後求められる情報システムの在り方、効果的な情報発信、WAM NET の提供情報の質及びトップページの効果的な改編による利用者の利便性の向上等について検討を行った。</p> <p>○ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」については、国と連携を図り、次のとおり、システムの改善や運用体制の整備を実施した。</p> <p>a システムの改善</p>	<p>発信し、事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した。</p> <p>c 福祉医療経営指導事業において、各種アンケート調査を Web 回答で行う仕組みを構築し、円滑かつ効率的に実施した。</p> <p>d 福祉医療貸付事業等の利用者に対し、迅速なユーザーID の発行や問い合わせ対応を行い、電子届出事務の円滑な実施を支援した。</p> <p>○ 福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供するとともに、提供する情報の質の向上と利用者の利便性の向上に努めた結果、WAM NET の情報利用者を対象としたアンケート調査において 98.3% の満足度を得ることができた。</p> <p>○ 国の施策に基づく情報システムについては、国と連携のうえ、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」、「障害福祉サービス等情報公表システム」及び「子ども・子育て支援情報公表システム」について安定的に運用するとともに、効率的な管理を適切に実施した。</p> <p>また、厚生労働省が進める「災害時情報共有システム整備事業」については、当該事業に機構が選定されたことを受けて速やかに開発に着手し、厚生労働省と連携し、令和 3 年度運用開始に向けて着実にシステムを構築した。</p> <p>○ これらの取組みにより、年度計画に定める 2 つの指標はともに 120% を超える達成度となり、計画を大幅に上回る実績(達成度平均 173.7%)を上げることができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	---	---	---	--	--

<p>整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理すること。</p>	<p>整備し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理する。</p> <p>(関連指標)</p> <p>○システムの着実な整備・安定的な運用の取組実績</p> <p>・国の施策に基づく情報システムの利用実績</p>	<p>システムについては、安定的に運用するとともに、効率的に管理する。</p>	<p>し、当該システムを安定的に運用するとともに、効率的に管理しているか。</p>	<p>システム運用を通じて、所轄庁及び社会福祉法人等から寄せられた要望・課題を踏まえ、「作成した勘定科目情報のファイル出力機能」及び「拠点区分名・事業所名情報ファイル出力機能」に係る機能改善等に対応した。</p> <p>b 利用促進</p> <p>令和 2 年度の届出に合わせて、システムの改善点や入力方法について、利用者向けの掲示板に説明資料を掲載するとともに、全国社会福祉法人経営者協議会主催のオンラインセミナーにおいて、社会福祉法人の担当者に向けた説明を実施するなど、積極的な周知を図った。また、同協議会との意見交換会の場において、WAM NET で運営する国の情報公表系システムとして本システムを紹介するとともに、会員法人に対して利用促進を依頼するなどの広報活動を行った。</p> <p>c 運用体制の整備</p> <p>所轄庁等からのシステム利用に係る照会等対応のためコールセンターを設置し、迅速かつ正確な対応が可能な体制を整備したことにより、システムの円滑な利用を促進した（照会件数：9,109 件）。</p> <p>d 公表</p> <p>当該システムを活用して届出のあった全国の社会福祉法人に関する情報（現況報告書、計算書類、社会福祉充実計画、定款、役員等名簿（公表用）及び報酬等の支給の基準）について、順次、WAM NET の「社会福祉法人の現況報告書等情報検索サイト」コンテンツで公表した。</p> <p>e 運用管理</p> <p>11 月までに集約された現況報告書等のデータについて、国と調整し、集約結果を 3 月に公表するとともに、公表結果を含む当該システムの効率的な管理を実施した。また、令和 3 年度のシステム運用に向けて、所轄庁等へシステム運用スケジュール等に関する情報を速やかに提供し、円滑な運用のための準備を行った。</p> <p>○ 「障害福祉サービス等情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおり、運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>a 運用体制の整備</p>		
--	---	---	---	--	--	--

					<p>公表制度上求められている毎年1回の定期報告が行えるよう、指定権限が委譲された特別区及び中核市に対し、公表権限を適切に付与するなど、システム環境の整備及び登録情報の確認を行い、令和2年5月より当年度の利用を開始した。</p> <p>b システム利用の促進</p> <p>登録情報の申請・公表の充実が図られるよう、国と連携して都道府県・指定都市・中核市に対して情報登録及び申請に係る案内や、都道府県等の公表状況の定期報告を実施するとともに、各事業者に対しては年1回の情報更新が必要な旨の案内を継続的に実施し、当該システムの利用促進に関する情報を効果的に提供・発信した（メール計10回、182,774件）。</p> <p>c 公表</p> <p>当該システムを利用して登録された全国の障害福祉サービス等事業所に関する情報について、WAMNETの「障害福祉サービス等情報検索サイト」コンテンツにおいて公表を行い、当該システムの効率的な管理を実施した。</p> <p>○ 「子ども・子育て支援情報公表システム」については、国と連携を図り、次のとおり運用体制の整備を適切に実施するとともに、情報登録に係るシステムの利用促進を図った。</p> <p>a システムの本格稼働</p> <p>令和2年6月よりシステム稼働を開始し、各自治体が基本情報を登録したうえで、7月からは、特定教育・保育施設を運営する各事業所による詳細情報の登録が開始された。</p> <p>b 情報登録の促進</p> <p>9月からの情報公表に向けて登録情報の整備・充実を図るため、内閣府、各自治体等と連携し、対象事業所に対し登録促進のメールを定期的に配信(29回)した。また、自治体に対し、事業者へのシステム周知依頼を行ったほか、入力に係る記入例及びFAQなどを「子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板」に掲載することで入力のサポートを行うなど、情報入力に係る積極的な周知を図った。</p> <p>c 公表</p> <p>当該システムを活用して登録のあった対象施設に係る情報については、WAMNETにおいて専用サ</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図ること。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。

(3) 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するため、WAMNETの活用を図る。

○ 福祉保健医療施策及び機構業務の効率的な実施を推進するためにWAMNET基盤を活用しているか。

イトを新設した。当該公表サイトについては、主な利用者となる若年層の父母により活用されるよう、親しみやすい画面やインターフェース、スマートフォン対応も可能なシステムとするとともに、愛称を「ここdeサーチ」とし、令和2年9月より公表を開始した。

○ 国の施策に基づく情報システムの利用実績は、次のとおりである。

区 分	対象法人数	利用法人数	利用率
財務諸表等電子開示システム	20,941 件	20,836 件	99.5%

区 分	対象事業所数	利用事業所数	利用率
障害福祉サービス等情報公表制度システム	168,217 件	138,991 件	82.6%

区 分	対象事業所等数	利用事業所等数	利用率
子ども・子育て支援情報公表システム	63,137 件	57,572 件	91.2%

○ 厚生労働省の災害時情報共有システム整備事業に選定されたことを受けて、速やかに障害者支援施設及び児童福祉施設等の災害時情報共有システムの開発に着手するとともに、厚生労働省と連携し、令和3年度運用開始に向けて着実にシステム開発を行った。

○ 機微情報やデータの受渡し等においてセキュリティが確保され、大容量データの授受が可能なWAMNET基盤を活用し、次のとおり、機構業務の効率的な実施を推進した。

- a 福祉医療貸付事業の新型コロナウイルス対応支援資金に係る相談窓口業務において、機構と顧客、コールセンター業者との間でデータの授受等を迅速に行うため、専用の連絡システムを構築した。
- b 社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員と助成の審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うため、専用の連絡システムを新たに構築した。
- c 社会福祉振興助成の応募手続き書類について、従来は応募団体から機構あてにメールで提出していたが、専用の応募フォームを作成し、データアップロードにより提出可能な仕組みを構築した。

○ WAMNETのメール一括配信機能を活用し、社会

<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施すること。(第 3 期中期目標期間実績 16 件(年度平均 4 件))</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とする</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 中期目標期間において、提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 25 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を毎年度 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>(4) WAM NET 事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <p>① 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組を 5 件以上実施する。</p> <p>② 年間ヒット件数を 1 億 1,000 万件以上とする。</p>	<p>○ 提供情報の整備充実及び機能の見直しに関する取組について、中期計画を達成しているか。</p> <p>○ 年間ヒット件数について、中期計画を達成しているか。</p>	<p>福祉振興助成事業に係る各種手続きの案内、機構の調査情報や月刊誌 WAM の最新情報を配信するメールマガジンなど、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した(実績 189 件)。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業と連携し、Web 回答による調査の仕組みを構築のうえ、次の調査を円滑かつ効果的に実施した。</p> <p>a 社会福祉法人経営動向調査(新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査を併せて実施)</p> <p>b 病院経営動向調査(同上)</p> <p>c アンケート調査(介護人材に関する調査、保育人材に関するアンケート、病院の手数料等に関するアンケート)</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した(電子届出システムの利用率:福祉医療貸付 95.7%(前年度 94.2%)、退職手当共済 92.0%(前年度 91.3%))。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p> <p>○ 上記②のとおり。</p>		
---	--	---	---	---	--	--

<p>こと。(平成 28 年度実績:1 億 144 万件)</p>				<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス対策に関する情報をタイムリーかつワンストップで提供することで、福祉医療関係従事者や経営者等を支援することを目的に、厚生労働省をはじめとする各省庁等のコロナ対策関連情報及び機構の新型コロナウイルス対応支援資金情報やオンラインによる新型コロナ対策経営セミナー等を「一般向け」、「医療関係者向け」など利用者属性ごとの分類でまとめた「新型コロナウイルス関連情報」コンテンツを新規掲載し、随時更新を行った。(再掲)</p>		
---	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法第12条第1項第12号及び第13号
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
連携・協力による周知活動(計画値)	30団体以上	—	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上	30団体以上		予算額(千円)	(年担) 1,241,641 (労担) 21,460	(年担) 1,268,991 (労担) 22,024	(年担) 1,114,567 (労担) 20,316	
連携・協力による周知活動(実績値)		32団体	36団体	36団体	42団体				決算額(千円)	(年担) 1,251,530 (労担) 20,842	(年担) 1,116,494 (労担) 19,523	(年担) 923,790 (労担) 18,017	
達成率	—	—	120.0%	120.0%	140.0%				経常費用(千円)	(年担) 1,223,833 (労担) 20,904	(年担) 1,086,520 (労担) 18,955	(年担) 912,829 (労担) 17,776	
									経常利益(千円)	(年担) △138,188 (労担) △4,132	(年担) 81,180 (労担) 496	(年担) 140,771 (労担) 1,435	
									行政コスト(千円)	(年担) — (労担) —	(年担) 1,086,752 (労担) 18,955	(年担) 913,042 (労担) 17,776	
									行政サービス実施コスト(千円)	(年担) 137,612 (労担) 4,059	(年担) — (労担) —	(年担) — (労担) —	
									従事人員数	(年担) 16.44人 (労担) 0.34人	(年担) 16.13人 (労担) 0.33人	(年担) 14.41人 (労担) 0.30人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞											
<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努めること。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じること。</p> <p>なお、当該事業の</p>	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了することとし、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該事業の実施にあたっては、以下</p>	<p>7 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業</p> <p>厚生年金保険制度及び国民年金制度に基づき支給される年金の受給権者並びに労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金の受給権者に対し、その受給権を担保にして低利で小口の資金を貸し付けることにより、高齢者等の生活の安定を支援すること及び労災年金受給者の生活を援護することを目的として、その適正な事業実施に努める。</p> <p>また、当該事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）に基づいて、当該事業に関する周知状況を勘案した上で令和3年度末を目途に新規貸付を終了する国の方針に沿って、事業の廃止に向けた適切な措置を講じる。</p> <p>なお、当該事業の実</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など30団体以上との連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>① 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体との連携・協力による周知活動を行った。</p> <p>（実績）</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>令和2事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>21,886,300千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>21,886,300千円</td> </tr> </table> <p>○年金担保貸付事業</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>令和2事業年度</td> </tr> <tr> <td>貸付契約額</td> <td>547,940千円</td> </tr> <tr> <td>資金交付額</td> <td>547,940千円</td> </tr> </table> <p>○労災年金担保貸付事業</p>	区分	令和2事業年度	貸付契約額	21,886,300千円	資金交付額	21,886,300千円	区分	令和2事業年度	貸付契約額	547,940千円	資金交付額	547,940千円	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）及び「年金担保貸付事業廃止計画」（平成25年3月厚生労働省策定）を踏まえ、第3期中期目標に引き続き、年金受給者にとって真に必要な資金を融資した結果、令和2年度においては、年金担保貸付事業で43,078件21,886百万円、労災年金担保貸付事業で679件548百万円の貸付を行った。</p> <p>なお、貸付残高については、年金担保貸付事業で126,404件34,778百万円、労災年金担保貸付事業で1,966件844百万円となり、年金受給者の一時的な資金需要が依然として根強く存在している状況が続いている。</p> <p>○ 令和2年5月に成立した「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、申込受付の終了時期が明確化されたことを踏まえ、それまでのチラシやパンフレットの見直しを図り、受託金融機関に配布し、利用者等に対し幅広く情報提供を行った。</p> <p>また、機構ホームページについても同様の見直しを図り、申込受付の終了時期及び利用可能な他制度に関する情報提供を行うとともに、電話自動応答システムについても、利用者からの問い合わせに対して24時間365日体制で申込受付終了に係る説明を行った。</p> <p>○ 申込受付の終了に係る周知活動については、社会福祉振興助成事業との連携等により新たに福祉関係団体との連</p>	<p>評定</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>
区分	令和2事業年度																	
貸付契約額	21,886,300千円																	
資金交付額	21,886,300千円																	
区分	令和2事業年度																	
貸付契約額	547,940千円																	
資金交付額	547,940千円																	

<p>実施にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努めること。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行うこと。</p>	<p>の点に留意する。</p> <p>(1) 業務運営コストを分析し、その適正化を図るとともに、貸付金利の水準に適切に反映することにより、安定的で効率的な業務運営に努める。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。 (関連指標) ○貸付条件変更実績 ・貸付条件変更件数</p>	<p>施にあたっては、以下の点に留意する。</p> <p>(1) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業を安定的かつ効率的に運営するため、業務運営コストを分析し、その適正化を図り、事業の終了時期を見据えて損益が均衡するよう配慮しつつ、貸付金利に反映させる。</p> <p>(2) 年金受給者にとって無理のない返済となるように配慮した審査等を行うとともに、返済中に生活困難に陥った者に係る返済条件の緩和を行う。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 貸付金利に業務運営コストを適切に反映した利率の設定となっているか。</p> <p>○ 利用者の利便性に配慮するとともに、借入申込時に年金受給者にとって必要な資金が融資され、無理のない返済となるように配慮した審査等を行っているか。</p> <p>○ 返済中に生活困難となった者に対し、返済条件の緩和措置を講じているか。</p>	<p>○ 令和元年度決算及び福祉医療機構債券の発行状況等を踏まえ、業務運営コストを分析し、事業の終了時期を見据えて損益が均衡する金利水準の検証を実施した。</p> <p>○ 利用者にとって真に必要な資金を融資し、無理のない返済となるように配慮するため、平成26年12月に貸付限度額の引き下げ、返済額の上限の引き下げ及び疎明資料による資金使途、必要額の確認などの制度変更を行っているが、制度変更前の実績と直近の実績を比較すると、平均返済額が5.8万円から4.0万円(△1.8万円)、また、年金受給額に占める返済額の割合の平均は33.1%から20.6%(△12.5%)となっており、利用者にとって必要かつ無理のない適切な制度運用を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への貸付条件の変更等について、機構ホームページで周知を行うとともに、受託金融機関に対して事務連絡により利用者からの相談対応の周知徹底を図った。</p> <p>○ 返済中に新型コロナウイルス感染症の影響、生活困窮及び災害等により返済が困難となった借入者に対し、595件の貸付条件の変更承認を行うとともに、災害救助法が適用された災害について、機構ホームページで速やかに貸付条件の変更措置に関する周知を行った。</p>	<p>携を確保し、全体で42の関係団体との連携・協力を通じて、利用者等に対して幅広く周知を行った。</p> <p>○ 加えて、申込受付の終了に向けた対応、次回の借入申込ができない者への対応及び事業終了を見据えた債権回収の強化等について、年金担保貸付事務取扱の改訂版を受託金融機関あてに送付し、窓口対応や事業終了に向けた対応等の周知徹底を図った。</p> <p>○ 事業終了を見据え、年金担保貸付利用者1万人に対して、現在の利用状況や代替措置に関する意向に係るアンケート調査を実施し、回答が得られた4,034名分のデータを集計・分析して、その結果を報告書として取りまとめ、年金担保貸付の事業実施主体の立場から、利用者のニーズに応じた十分な代替措置が確保されることへの強い期待を含めて厚生労働省関係部署に報告し、機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症への対応として、同感染症等による影響を受けた債務者に対し、貸付条件の変更について機構ホームページでの周知や受託金融機関あての事務連絡により周知徹底を図るとともに、申請のあった595件の貸付条件変更を承認し、借入者のニーズに円滑に対応することができた。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>(3) 円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めること。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関</p>	<p>(3)円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努める。</p> <p>なお、利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団</p>	<p>(3)円滑に事業を終了する観点から、新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等について、国と連携してホームページ、パンフレット等による周知や受託金融機関等の協力を得て利用者等への適切な対応を図るとともに、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>なお、その際には、多重債務者等の借入れについて注意を促し、専門機関への相談につなげるための情報提供を行う。</p> <p>また、受託金融機関の窓口等における利用者に対し、適切に対応するため、受託金融機関事務説明会等により指導を行う。</p> <p>さらに、年金担保貸付利用者の現状を把握するためのアンケート調査を国と連携のうえ適切に</p>	<p>○ 新規貸付終了時期及び利用可能な他制度等に関する周知を図るとともに、受託金融機関等の協力を得て窓口における利用者への適切な対応に努めているか。</p> <p>○ 利用者等に必要な情報が行きわたるよう、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体などとの連携・協力</p>	<p>○ 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第40号)の成立を踏まえ、チラシやパンフレットについて申込受付終了時期を明確化するなどの見直しを図り、厚生労働省や全国銀行協会と調整したうえで、受託金融機関、福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体に一斉送付するとともに、機構ホームページや電話自動応答システムについても必要な見直しを行った。</p> <p>また、受託金融機関において適切な対応に資するため、全ての受託金融機関に対して窓口対応用の年金担保貸付事務取扱の改訂版を送付し、新規申込受付終了に向けた対応、次回の借入申込ができない者への対応に加え、事業終了を見据えた債権回収の強化等について周知徹底を図った。</p> <p>その他、受託金融機関に対する連絡事項については、必要に応じて通知文書やWAMNET専用掲示板により適切に周知徹底を図った。</p> <p>○ 年金担保貸付の利用者1万人に対して、現在の利用状況や代替措置に関する意向に係るアンケート調査を実施し、4,034名からの回答が得られた。</p> <p>その集計・分析を通じて、年金受給者の一時的な資金需要は根強く残っていること、代替措置と位置付けられる家計改善支援事業や生活福祉資金貸付制度に対する利用意向が高いこと等が把握できた。</p> <p>アンケート調査の結果を報告書として取りまとめたうえで、年金担保貸付の事業実施主体の立場から、今後の代替措置の確保に向けた提言内容を含めて厚生労働省関係部署への報告を行うとともに、機構ホームページで公表した。</p> <p>○ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など42団体に対して、厚生労働省と連名のチラシ、パンフレット等を配布し、貸付利用者に対して新規貸付の受付終了に関する案内、利用可能な他制度に係る情報提供を行った。</p>		
--	---	---	---	---	--	--

<p>係団体などとの連携・協力による周知活動を行うこと。</p> <p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行うこと。(平成28年度実績：29 団体) 	<p>体などとの連携・協力による周知活動を行う。</p> <p>(関連指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 受託金融機関に対する周知実績 ・ 受託金融機関事務説明会開催実績 ・ 受託金融機関個別訪問実績 ・ 全国銀行協会等との意見交換実績 <p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>実施する。</p> <p>(4) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉関係団体、司法関係団体及び消費者関係団体など 30 団体以上との連携・協力による周知活動を行う。 	<p>による周知活動を行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 周知活動における連携・協力団体数について、中期計画を達成しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上記①のとおり。 <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への貸付条件の変更等について、機構ホームページで周知を行うとともに、受託金融機関に対して事務連絡により利用者からの相談対応の周知徹底を図った。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により返済が困難となった借入者に対し、595 件の貸付条件の変 		
---	--	---	---	--	--	--

					更等を実施した。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大リスクがあったため、例年集合形式で実施している受託金融機関説明会に代え、受託金融機関に対して窓口対応用の年金担保貸付事務取扱の改訂版を送付し、新規申込受付終了に向けた対応、次回の借入申込ができない者への対応に加え、事業終了を見据えた債権回収の強化等について周知徹底を図った。(再掲)		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	承継年金住宅融資等債権管理回収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の2第1項及び第2項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	なし

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
長期延滞債権の回収処理割合（計画値）	18%以上	—	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上	18%以上		予算額（千円）	1,601,966	1,487,031	1,505,253	
長期延滞債権の回収処理割合（実績値）	—	17.3%	22.0%	23.4%	19.5%				決算額（千円）	1,586,083	1,405,726	1,295,223	
達成率	—	—	122.2%	130.0%	108.3%				経常費用（千円）	1,625,097	1,407,216	1,266,572	
									経常利益（千円）	15,590,680	13,055,780	10,856,698	
									行政コスト（千円）	—	1,407,216	1,266,572	
									行政サービス実施コスト（千円）	△ 16,014,981	—	—	
									従事人員数	28.70人	26.29人	27.01人	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努めること。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努めること。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 業務終了を見据えた検討に際しては、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機</p>	<p>8 承継年金住宅融資等債権管理回収業務</p> <p>承継年金住宅融資等債権管理回収業務については、新規貸付の終了した年金住宅融資等債権の管理及び回収を行い、当該回収金の国への納付により年金給付の財源に寄与することを目的とし、以下の点に留意してその適正な実施に努める。</p> <p>なお、業務承継時からの債権残高の減少状況を踏まえ、当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行いつつ、安定的かつ効率的な業務実施に努める。</p> <p>(1) 当該業務の終了を見据えた具体的な検討を行うため、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握を進めるとともに、関係機関との連携により把握した課題等を踏まえて必要となる準備対</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 長期延滞債権について、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務終了を見据えた検討に際して、減少傾向が続く債権残高の将来見通しを踏まえ、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の的確な把握を行うとともに、さらに当該業務の関係機関と緊密に連携して、今後の課題の把</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 長期延滞債権については、総件数に対して19.5%の回収処理を行った。</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症による将来的な影響等が未だ不透明な中、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を可能な範囲で行うとともに、過去2回にわたる関係機関ヒアリングから把握された課題等を全体整理することにより、当該業務の終了を見据えた具体的な検討に向けた準備対応を進めて、国と調整を行った。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症による将来的な影響等が未だ不透明な中、業務運営コストの分析及び将来の収支状況の把握等を可能な範囲で行うとともに、過去2回にわたる関係機関ヒアリングから把握された課題等を全体整理することにより、当該業務の終了を見据えた具体的な検討に向けた準備対応を進めて、国と調整した。</p> <p>○ 承継年金住宅融資等の貸付先について、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じてヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、その結果に基づき保証人の変更等の対応を図り、必要な手続きが適切に行われたことを確認するとともに、転貸債権に係るローン保証会社の格付けにより、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行った。</p> <p>また、令和2年4月の改正民法施行に伴う保証人変更契約書の様式変更について、必要な調査や調整を行うことにより、受託金融機関で適切な運用が図られる状況を確認した。</p> <p>○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかった債権や過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた回収を図った。</p> <p>○ 住宅金融支援機構への委託分債権(自然人保証)で期限の利益を喪失した債権に係るサービサー(債権回収会社)への再委託について、同機構との緊密な連携により、予定どおり本年5月から開始し、101件の再委託を実施した。</p> <p>○ ローン返済困難者に対する返済条件の変更148件(新型コロナウイルス感染症の影</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

<p>関と緊密に連携して、今後の課題の把握等に努めること。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うことにより、適切な債権管理に努めること。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債</p>	<p>に連携して、今後の課題の把握等に努める。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生</p>	<p>応について国と調整を行う。</p> <p>(2) 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生</p>	<p>握等に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付先の財務状況等の把握及び分析、担保物件及び保証機関又は保証人の保証履行能力の評価等を適時に行うとともに、転貸債権に係る保証履行能力の把握及び分析、転貸法人等に対する必要な助言等を行うことにより、適切な債権管理に努めているか。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、適時的確に回収を行うことにより、延滞債権の発生抑制に</p>	<p>○ 転貸法人について、令和元年度決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行うとともに、必要に応じて、ヒアリング及び指導を行った。</p> <p>○ 住宅生活協同組合等について、受託金融機関から現状の報告及び決算書を徴求し、財務状況等の把握・分析を行った。</p> <p>○ 貸付先の保証人等については、受託金融機関等に調査を行い、その結果に基づき保証人の変更等の対応を図り、必要な手続きが適切に行われたことを確認した。</p> <p>また、令和2年4月の改正民法施行に伴う保証人変更契約書の様式変更について、必要な調査や調整を行うことにより、受託金融機関の現場で適切な運用が図られる状況を確保した。</p> <p>○ 年金住宅融資等債権について、貸付金の自己査定基準に基づき、貸付先の財務状況等を勘案した債権分類を実施し、貸倒引当金を適正に計上した。</p> <p>○ 転貸債権に係るローン保証会社の格付け(Moody's、S&P)により、各社の保証履行能力の実態把握・分析を行い、保証能力を確認した。</p> <p>○ 各転貸法人の現場において、短期延滞の解消や長期延滞の防止、関係金融機関との連携等に携わる専門員に対して、過去の経緯や制度の仕組み等を解説した資料を新たに作成して送付することにより、日頃の取組みに対する一層の理解の向上を図った。</p> <p>○ 貸付先との交渉が難航して回収が進まなかった債権や過去に貸付先が破綻して機構自ら直接管理をしている債権について、受託金融機関等との連携による着実な対応を進めることにより、担保物件の処分等を通じた</p>	<p>響に伴う緩和措置の適用 95 件を含む)、民事再生法の適用による返済条件の変更 5 件の措置を講じた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への返済条件の変更等について、機構ホームページで周知を行い、95 件の措置を講じ、借入者のニーズに円滑に対応できた。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅金融支援機構の動向を把握して、転貸法人に必要な事務連絡の発出等を行った。</p> <p>また、9月及び3月の約定償還時に先駆けて、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等についてモニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受けることを通じて、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行ったことなどにより、二度にわたる新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発出された中であったが、総件数に対して19.5%の回収処理を行った。</p> <p>○ 以上の取組みの結果、令和2年度の国庫納付金として、令和3年7月末までに約682億円を国庫納付する予定であり、引き続き公的年金の給付財源に寄与する対応となる。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
---	---	--	---	---	---	--

<p>権の発生の抑制に努めること。</p>	<p>の抑制に努める。 (関連指標) ○適時的確な債権回収の実績 ・年金住宅融資等債権の元金回収率</p>	<p>の抑制に努める。 また、経済情勢の変化等に伴うローン返済困窮者及び災害の被災者等に対して、迅速かつ的確に必要な返済条件の変更措置を講じる。</p>	<p>努めているか。</p>	<p>回収を図った。 ○ 住宅金融支援機構への委託分債権（自然人保証）で期限の利益を喪失した債権に係るサービサー（債権回収会社）への再委託について、同機構との緊密な連携により、予定どおり本年5月から開始し、101件の再委託を実施した。 ○ ローン返済困窮者に対する返済条件の変更148件（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う緩和措置の適用95件を含む）、民事再生法の適用による返済条件の変更5件の措置を講じた。 また、令和2年度中に発生した災害を受け、機構ホームページに返済猶予等の対応を掲載した。</p>		
<p>(4) 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めること。</p>	<p>(4)延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>(4)延滞債権については、貸付先に対する迅速かつ着実な督促を実施するとともに、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に進めることにより、早期の債権回収に努める。</p>	<p>○ 延滞債権について、貸付先に対する督促、保証機関又は保証人に対する保証履行請求及び担保物件の処分等を適切に行うことにより、早期の債権回収に努めているか。</p>	<p>○ 長期延滞債権については、受託金融機関に対して適切な指示を行い、必要に応じて保証機関等に対する保証履行請求及び担保物件の処分を行った。</p>		
<p>(5) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標を設定する。 ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回</p>	<p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 長期延滞債権については、被保険者の高齢化等により、その回収が一層難しくな</p>	<p>(5)承継年金住宅融資等債権管理回収業務に関する評価について、以下の指標の達成を目指す。 ・ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して</p>	<p>○ 長期延滞債権については、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回</p>	<p>○ 上記①のとおり。</p>		

<p>収が一層難しくなっている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行うこと。</p> <p>(第3期中期目標期間実績：平均17.8%)</p>	<p>っている中で、経済環境の著しい変動がない限り、総件数に対して18%以上の回収処理を行う。</p>	<p>18%以上の回収処理を行う。</p>	<p>収処理を行う。</p>	<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響により、返済が困難となった借入者への返済条件の変更等について、機構ホームページで周知を行い、95件の措置を講じた。(再掲) ○ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた12転貸法人における現場対応の状況等を随時確認するとともに、住宅金融支援機構等の動向を把握して、必要な情報提供や指導を行った。 ○ 9月及び3月の約定償還時に先駆けて、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた機構債権の取扱い等を解説した事務連絡を受託金融機関及び12転貸法人に発出することにより、対応が必要となった場合の円滑な事務処理を確保した。 <p>また、主な貸付先における新型コロナウイルス感染症の影響の有無等について、モニタリングを実施するとともに、過去に破綻した貸付先に係る債権管理への影響等について受託金融機関等から毎月報告を受けることを通じて、いずれも特段の支障等が生じていないことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の拡大リスクがあったため、例年集合形式で実施している受託金融機関説明会に代え、説明資料を送付し、電話等により照会事項を受付・回答す 		
--	---	-----------------------	----------------	--	--	--

					る書面開催形式とした。		
--	--	--	--	--	-------------	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

様式 1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	一時金支払等業務及び補償金支払等業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人福祉医療機構法附則第5条の3第1項及び第5条の5第1項
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号241・753

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	
									予算額（千円）	—	(一時金) 11,167,039 (補償金) 5,422,001	(一時金) 3,405,515 (補償金) 11,517,779		
									決算額（千円）	—	(一時金) 1,596,426 (補償金) 1,478,432	(一時金) 1,368,357 (補償金) 8,869,033		
									経常費用（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258		
									経常利益（千円）	—	(一時金) 0 (補償金) 0	(一時金) △9,632 (補償金) 0		
									行政コスト（千円）	—	(一時金) 1,652,881 (補償金) 1,518,015	(一時金) 1,364,090 (補償金) 8,888,258		
									従事人員数	—	(一時金) 4.33人 (補償金) 1.16人	(一時金) 3.54人 (補償金) 3.72人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																								
				業務実績	自己評価	評価	理由																							
<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めること。</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める</p>	<p>9 一時金支払等業務及び補償金支払等業務</p> <p>旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）に基づく一時金等及びハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年法律第55号）に基づく補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に対して毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努める。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ○ 一時金等及び補償金の支払に当たっては、個人情報の取扱いに特に配慮するとともに、事務費や基金残高の管理等を含め、国に毎月の支払状況等を報告するなど、国と密接な連携の上、業務の適切かつ迅速な実施に努めているか。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>○ 一時金支払等業務及び補償金支払等業務ともに、国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 一時金等及び補償金の支払にあたっては、個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAMNET掲示板を活用した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>																									
				<p>○ 国と緊密に連携のうえ、適切かつ迅速な支払業務を行い、毎月、確実に支払いを完了するとともに、速やかに支払状況を国に報告した。</p> <p>○ 秘匿性の高さから個人情報の取扱いに特に配慮する必要があるため、国との一時金及び補償金の支払情報の授受については、セキュリティ性の高いWAMNET掲示板を活用した。</p> <p>○ 令和2年度における一時金支払等業務及び補償金支払等業務の支払実績は、次のとおりである。</p> <p>《一時金支払等業務》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元事業年度(※)</td> <td>476</td> <td>1,524</td> </tr> <tr> <td>令和2事業年度</td> <td>410</td> <td>1,313</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>886</td> <td>2,838</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和元年6月から支払いを開始した。</p> <p>《補償金支払等業務》 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元事業年度(※)</td> <td>1,061</td> <td>1,459</td> </tr> <tr> <td>令和2事業年度</td> <td>5,555</td> <td>8,807</td> </tr> <tr> <td>累計</td> <td>6,616</td> <td>10,266</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 令和2年1月から支払いを開始した。</p>	区分	件数	金額	令和元事業年度(※)	476	1,524	令和2事業年度	410	1,313	累計	886	2,838	区分	件数	金額	令和元事業年度(※)	1,061	1,459	令和2事業年度	5,555	8,807	累計	6,616	10,266		
区分	件数	金額																												
令和元事業年度(※)	476	1,524																												
令和2事業年度	410	1,313																												
累計	886	2,838																												
区分	件数	金額																												
令和元事業年度(※)	1,061	1,459																												
令和2事業年度	5,555	8,807																												
累計	6,616	10,266																												

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、事務所別実績分析など、必要に応じて欄を設け記載)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、計画的なシステムの導入及び改善に努めること。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施する。</p>	<p>第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 業務・システムの効率化と情報化の推進</p> <p>(1) 業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、第4期中期計画期間における情報化推進計画に基づき、システム等の改善を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、システムの導入及び改善を継続的に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援するため、情報化推進計画を策定し、当該計画に基づき、次のとおりシステムの導入及び改善を実施した。</p> <p>a 厚生労働省からの依頼を受け、子ども・子育て支援情報公表システム及び障害福祉サービス等情報公表システムにおいて、災害発生時に被災した保育所等の子ども・子育て支援施設や障害福祉サービス施設等の被害状況などを国や自治体が共有する「災害時情報共有システム」をそれぞれのシステムに追加した。</p> <p>b 福祉医療貸付事業に係る貸付総合電算システムについて、令和2年度貸付条件改正に係る改修に加え、新型コロナウイルス対応支援資金に係る膨大な申込みについて、効率的かつ迅速に対応するための各種システム改修を行った。</p> <p>c 既往貸付先の事業報告書を集約・分析する事業報告書等電子報告システムについて、令和2年度報酬改定に伴うシステム改修に着手した。また、新型コロナウイルス対応支援資金融資において貸付けが増大している一般診療所について、電子報告機能及び経営分析機能を追加するためのシステム改修を行った。</p> <p>d 顧客業務部と連携し、福祉医療貸付の債権について、貸付先の債務履行状況や担保評価の変動の反映、リスク区分の判定等を行い、より適切な債</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 厚生労働省の災害時情報共有システム整備事業に選定されたことを受けて、速やかに「障害者支援施設等の災害時共有システム」及び「児童福祉施設等災害時情報共有システム」の開発に着手するとともに、令和3年度運用開始に向けて、厚生労働省と連携して準備を行った。</p> <p>○ 情報化推進計画に基づくシステム改善として、福祉医療貸付事業については令和2年度貸付条件改正に伴う貸付総合電算システムの改修等に加え、新型コロナウイルス対応支援資金の申込みの増加に伴う業務効率化のためのシステム改修を行った。</p> <p>また、事業報告書等電子報告システムについては、令和2年度報酬・加算改定の対応や、新型コロナウイルス対応支援資金で貸付けが増大した一般診療所に関する機能を追加するシステム改修に着手したほか、福祉医療貸付事業に係る債権の期中管理態勢強化のための自己査定支援システムを開発・構築した。</p> <p>これらの取組みにより、各事業・業務の実施を効率的かつ安定的に支援することができた。</p> <p>○ 情報セキュリティに関する知識や情報システムの防護、サイバー防衛の実践に関する知識習得に係る外部研修の受講（実績：2回2名）により、情報管理担当部署の専門性の向上を図った。</p> <p>○ 令和2年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等によるOA研修（eラーニング研修：Word、Excel、オンライン環境の操作手順書、受講者195名）を実施した。また、CIO補佐官による研修（受講者148名）を役職員向けに</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	

<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応すること。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 各業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能及び知識の習得を推進するため、職員に対する研修等を実施する。</p>	<p>(2) 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するため、情報システムに精通した人材を育成するための研修プログラムに基づく外部研修を活用するなど情報管理担当部署の専門性の向上を図る。</p> <p>(3) 業務の特性に応じて、当該業務に必要な IT に関する技能の習得を推進するため、情報化統括責任者(CIO)補佐官及び情報管理担当部署等による職員研修等を計画的に実施する。</p>	<p>○ 情報化の進展に機動的かつ的確に対応するために、情報管理担当部署の専門性の向上を図っているか。</p> <p>○ 職員に対する IT に関する研修等を計画的に実施しているか。</p>	<p>権管理や貸倒引当金の算出などを可能とする自己査定支援システムを開発・構築した。</p> <p>○ 情報管理担当部署の専門性の向上を図るため、CIO 補佐官による ICT 人材育成のための研修を実施した(2回8名)。 また、研修プログラムに基づき、情報セキュリティに関する知識や情報セキュリティインシデントに関する知識習得に係る外部研修を受講した。(2回2名)</p> <p>○ 機構職員の ICT リテラシーの向上を図るため策定した令和2年度情報システム関連研修計画に基づき、情報管理担当部署等による OA 研修(eラーニング研修: Word、Excel、オンライン環境の操作手順書、受講者 195 名)及び業務システム等操作研修(集合研修: 自己査定支援システム 3 回、受講者 25 名)、新人職員研修(受講者 11 名)、大阪支店のテレワーク環境の整備状況説明及び Web 会議サービス操作説明(受講者 30 名)を実施した。</p> <p>○ ICT リテラシーの向上のため、CIO 補佐官による研修を役職員向けに実施した(受講者 148 名)。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金の膨大な申込みについて、効率的で迅速な融資に繋げるための各種システム改修(3回にわたる貸付条件変更に伴う改修、大量申込みデータの一括取り込み機能の追加、大量データの集積エリア拡充、回収及び債権管理業務への迅速な移管機能の追加など)を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対策融資業務室の設置及び派遣職員の大幅な増員等に伴う PC・プリンター、LAN システムなど、必要な機器調達及びシステム整備等を迅速に実施した。</p>	<p>実施するなど、機構職員の ICT リテラシーの向上を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金の申込みの増加に対する業務効率化を目的として、貸付条件改正に伴う各種設定をはじめ、登録レコード数の上限変更やデータの一括取込機能、データ入力時の正誤確認機能を追加するなど、貸付総合電算システムの改修を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス対策融資業務室の設置に伴い、PC・プリンター、LAN システム等の機器調達・整備を迅速に行い、新型コロナウイルス感染症対応業務を円滑に実施するための環境整備を行った。</p> <p>○ 事務所外から機構 LAN への接続が可能な回線を確認するとともに、テレワーク環境が整うまでの臨時措置として、WAM NET 基盤を活用した「業務連絡掲示板」を設置し、新型コロナウイルス感染拡大や災害発生時等においても機構の業務継続が可能となる体制整備を行った。</p> <p>○ コロナ禍により、機構各業務において、対面による相談や集合形式による会議の開催が困難となったため、顧客等とのコミュニケーションを安全に確保しつつ、サービスの質の維持・向上を図るため、オンライン会議システムを導入し、現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なシステムを整備した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
-----------------------------------	---	---	---	---	--	--

				<p>○ 想定を超える感染の拡大や災害発生時にも、テレワークにより機構の業務継続を確実に可能とするために、高度なセキュリティを確保しながら事務所外から機構内 LAN へリモート接続を可能とするシステム環境整備を行った。</p> <p>なお、整備が完了するまでの間については、万が一の緊急事態に備え、WAM NET 基盤を活用し高度なセキュリティを確保しながら事務所外から各部課内の情報共有を可能とする「業務連絡掲示板」により対応した。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業、経営指導事業、助成事業等に係る相談業務など、コロナ禍により対面での実施が困難となった顧客等とのコミュニケーションを安全に確保するとともに、サービスの質の維持・向上を図るため、緊急対応として、オンライン会議システムを導入した。</p> <p>なお、導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠し、高度なセキュリティ確保が可能なシステムを厳選した。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報		
2-2	経費の節減	
当該項目の重要度、難易度	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート番号 804・849

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間 最終年度値	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	(参考情報) 当該年度までの累積値、平均値 等、目標に応じた必要な情報
経費節減(計画値) (百万円)	中期目標期間の最終年度において、一般管理費は70百万円、業務経費は296百万円		(一般管理費) 80 (▲3%) (業務経費) 308 (▲1%)	(一般管理費) 77 (▲6%) (業務経費) 305 (▲2%)	(一般管理費) 75 (▲9%) (業務経費) 302 (▲3%)	(一般管理費) 72 (▲12%) (業務経費) 299 (▲4%)	(一般管理費) 70 (▲15%) (業務経費) 296 (▲5%)	—
経費節減(実績値) (百万円)	年度計画値の100%	(一般管理費) 82 (業務経費) 311	(一般管理費) 85 (業務経費) 331	(一般管理費) 78 (業務経費) 314	(一般管理費) 73 (業務経費) 302			—
上記削減率(%)	中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度(一般管理費82百万円、業務経費311百万円)と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度削減		(一般管理費) 3.7% (業務経費) 6.3%	(一般管理費) ▲4.3% (業務経費) 0.9%	(一般管理費) ▲10.9% (業務経費) ▲3.0%			
達成度	—		(一般管理費) 94.1% (業務経費) 93.1%	(一般管理費) 98.7% (業務経費) 97.1%	(一般管理費) 102.7% (業務経費) 100.0%			—

(注) 削減対象経費は、運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費であって、決算報告書の業務経費及び一般管理費のうち、人件費、貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除いた金額である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>2 経費の節減</p> <p>(1) 業務方法の見直し及び事務の効率化を行い、経費の節減に努めること。</p> <p>(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に</p>	<p>2 経費の節減</p> <p>(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、毎年度、業務方法等を点検し、業務方法の改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p> <p>(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組</p>	<p>2 経費の節減</p> <p>(1) 質が高く効率的な業務運営を確保し、組織における資源を有効に活用するため、業務方法等を点検し、その改善等を行うことにより、事務の効率化を推進し、経費の節減に努める。</p> <p>(2) 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達のため、「平成30年度調達等合理化計画」に基づき、一者応札等に対する取組</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>① 中期目標期間の最終事業年度において、平成29年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 業務方法をどのように改善し、事務の効率化を図り、経費の節減に努めているか。</p> <p>○ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① 運営費交付金を充当して行う業務（一般勘定・共済勘定・保険勘定）に係る一般管理費及び業務経費については、中期目標期間の最終事業年度において、基準額（平成29年度決算額）に対して、一般管理費は△15%程度、業務経費は△5%程度の額を削減できるよう削減対象経費の検証を行い、業務の質の確保に留意しつつ効率的な執行に努めることとしている。</p> <p>令和2年度においては、職員、再雇用職員及び人材派遣職員等の人員配置の最適化を着実に推進したことにより、人材派遣料等の節減を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う出張の抑制により、旅費等の経費が減少した。</p> <p>以上により、一般管理費、業務経費ともに令和2年度計画値を下回った。</p> <p>○ 社会福祉振興助成事業において、応募手続きの簡素化（機構ホームページからの応募フォームへの入力方法等の改善）や審査・評価委員と機構間の連絡・調整業務の効率化（審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うための専用連絡システムの機能の充実）を実施した。</p> <p>○ 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業において、システム運用保守業務の委託契約更新にあたり、契約内容の見直し（ホストコンピュータからクラウドサーバに見直し等）を行ったことにより、経費節減を図った（令和2年4月から5年間の契約で約97百万円削減）。</p> <p>また、承継年金住宅融資等債権管理回収業務においても、同様の見直しにより契約額を削減した（令和2年4月から5年間の契約で約194百万円削減）。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、令和2年度の「調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページで公表した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 令和2年度においては、職員等の人員配置の最適化を着実に推進した結果、人材派遣料等を節減することができた。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い旅費等の経費が令和元年度より減少した。</p> <p>以上により、一般管理費、業務経費ともに令和2年度計画値を下回ることができた。</p> <p>○ 契約の適正化については、調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会における点検を適正に行い、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を推進した。</p> <p>○ 給与水準については、その適正化に向けて、機構独自の特別都市手当据置の継続、55歳を超える職員に対する給与体系の見直し等を実施してきた結果、年齢・地域・学歴差を勘案</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>

対する取組を着実に実施すること。

を着実に実施する。

を着実に実施する。

○ 「調達等合理化計画」に基づく取組については、次表のとおりである。

表1 調達の全体像 (単位：件、億円)

区 分	令和2年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(64.9%) 37	(46.0%) 15.0	(81.0%) 34	(98.3%) 32.5	(8.8) 3	(△53.9%) △17.5
企画競争・公募	(1.8%) 1	(0.8%) 0.2	(2.4%) 1	(0.3%) 0.1	(0.0%) 0	(130.2%) 0.1
競争性のある契約 (小計)	(66.7%) 38	(46.8%) 15.3	(83.3%) 35	(98.7%) 32.6	(8.6%) 3	(△53.2%) △17.4
競争性のない 随意契約	(33.3%) 19	(53.2%) 17.3	(16.7%) 7	(1.3%) 0.4	(171.4%) 12	(3853.6%) 16.9
合 計	(100.0%) 57	(100.0%) 32.6	(100.0%) 42	(100.0%) 33.1	(35.7%) 15	(△1.4%) △0.5

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減の()書は、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注3) 令和2年度件数には、コロナ対応に係る調達競争入札等8件、競争性のない随意契約10件含まれる。

表2 一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

区 分	令和2年度		令和元年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	23	(60.5%)	16	(45.7%)	7	(43.8)
	4.1	(26.9%)	4.2	(12.8%)	△0.1	(△1.8)
1者以下	15	(39.5%)	19	(54.3%)	△4	(△21.1%)
	11.2	(73.1%)	28.4	(87.2%)	△17.3	(△60.8%)
合 計	38	(100.0%)	35	(100.0%)	3	(8.6%)
	15.3	(100.0%)	32.6	(100.0%)	△17.4	(△53.2%)

(注1) 単位未満をそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書は、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(注4) 令和2年度件数には、コロナ対応に係る調達が2者以上3件、1者以下5件含まれる。

○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目について重点的な取組を行った。

a 競争性のない随意契約に対する取組

会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保した。

また、調達等合理化推進委員会において、競争性のない随意契約全件の事前点検を行った(実績：19件)。

b 一者応札・応募に対する取組

機構ホームページにおいて公表している「1者応札・1者応募に係る改善方策について」に基づき、公告期間の確保や不当な資格要件を設定しない等によって、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んだ他、以下の項目についても併せて取り組んだ。

- ・ より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう令和2年度の発注予定表を令和2年4月に機構ホームページで公表し、毎月更新を行うとともに、前回の落札者や落札金額を公表するページへリンクさせ、利便性を向上させた。前回1者応札となった案件(11件)については、機構ホームページでの発注予定表の公表に合わせて、入札への参加が期待される事業者に対する個別案内を行った。
- ・ より多くの事業者が入札に参加することを促すため、入札公告情報を提供するメールマ

したラスパイレス指数は100.9ポイントとなった。

<課題と対応>

一般管理費及び業務経費については、引き続きICT化等による事務の効率化とともに、職員等の人員配置の最適化を着実に推進し、経費の節減に努める。

					<p>ガジンを登録者あてに発行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度に一者応札となった案件(15件)について、入札への参加を辞退した事業者に対するアンケート調査を実施するとともに、アンケート結果については、事業者が参加しやすい調達スケジュールの設定や仕様の見直し等に係る留意事項として、機構内の関連部署へ周知した。 ・ 前回一者応札・応募であった案件について、複数応札者が見込めるよう、アンケート結果等に基づき改善方策を検討し、調達内容に反映させているかを確認するためのチェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスを導入し、一者応札・応募に対する取組みの更なる徹底を図った。 <p>c 総合評価落札方式の効果的な活用</p> <p>技術的要素の評価を行うことが重要であった「退職手当共済事業に係る手続き書類の受付・確認・入力業務及び電話対応業務の業務委託」他の調達(14件)を総合評価落札方式により調達し、実施について関連部署と6回の勉強会等を行った。</p> <p>d 障害者優先調達推進法への取組み等</p> <p>「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、障害者就労施設等からの調達を2,758千円行った。当該方針においては「前年度の実績額(2,709千円)以上とする」ことを目標としており、目標を達成した。</p> <p>○ 調達等合理化計画に基づき、以下の項目についてガバナンスの徹底を図った。</p> <p>a 随意契約に関する内部統制</p> <p>新たに締結することとなった競争性のない随意契約については、「ネットワーク環境等一式(新型コロナウイルス対策緊急対応用)の更新業務」等2件が該当するが、いずれも新型コロナウイルス感染症の対応による調達であり、調達等合理化推進委員会に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前点検を受けた。</p> <p>b 不祥事の発生の未然防止・再発防止の取組み</p> <p>適正な調達事務に資するため、入札談合等関与行為防止法に関する勉強会を開催し、人材の育成に努め、不祥事発生の未然防止に取り組んだ。なお、令和2年度において、不祥事の発生はなかった。</p> <p>○ 「調達の適正化について(依頼)」(平成22年4月6日厚生労働省発総0406第5号)を踏まえ、全ての調達は原則として一般競争入札によることとし、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づく調達等合理化推進委員会においては、一般競争入札(最低価格落札方式)9件、一般競争入札(総合評価落札方式)14件、企画競争1件、競争性のない随意契約19件に係る以下の事項の審議を徹底した。</p> <p>a 一般競争入札(最低価格落札方式)による場合は、調達等合理化推進委員会で仕様書等を審査し、特定の者に有利とならないよう徹底した。</p> <p>b 一般競争入札(最低価格落札方式)によらない場合は、その理由を審査した。</p> <p>○ 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)において、各独立行政法人は「契約監視委員会」を設置し、調達等合理化計画の策定、自己評価の際の点検及び理事長が定める基準(新たな競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約の事後点検を行うこととされているため、6月に同委員会を開催し、「令和2年度調達等合理化計画(案)」(令和元年度調達等合理化計画に係る自己評価の報告を含む)の事前点検を行うとともに、令和元年度に契約を締</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減すること。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終事業年度において、平成 29 年度と比べて一般管理費は 15%程度、業務経費は 5%程度の額を節減する。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び</p>	<p>(3) 運営費交付金を充当する一般管理費及び業務経費(いずれも人件費を除く。)については、中期計画の達成に向け、業務の質の確保に留意しつつ、より一層の業務運営の効率化を推進し、経費の節減に取り組む。</p> <p>(注) 貸付金に係る振込・口座振替手数料及び債権保全費、福祉医療経営指導事業に係る経費、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び</p>	<p>○ 一般管理費等の経費の節減については、中期目標を達成しているか。</p>	<p>結した新たな競争性のない随意契約 1 件、2 か年度連続の二者応札・応募案件 5 件について事後点検を行った。</p> <p>○ 上記①のとおり。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>び研修に係る経費、退職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表すること。</p>	<p>職手当共済事業に係る業務委託費及び退職手当給付金支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>支給に係る振込手数料、システム関連経費、事務所借料関連経費、公租公課並びに特殊要因経費を除く。</p> <p>役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表する。</p>	<p>○ 役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ検証を行い、その検証結果や取組状況について公表しているか。</p>	<p>○ ラスパイレス指数の状況</p> <table border="0"> <tr> <td>対国家公務員</td> <td>116.5</td> </tr> <tr> <td>地域勘案</td> <td>103.4</td> </tr> <tr> <td>学歴勘案</td> <td>113.2</td> </tr> <tr> <td>地域・学歴勘案</td> <td>100.9</td> </tr> </table> <p>(注) 地域勘案指数：民間賃金が高い地域の職員に支払われる手当の有無を考慮した指数 学歴勘案指数：学歴構成による給与水準の違いを考慮した指数</p> <p>○ 機構は在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数 116.5 と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、地域・学歴差を勘案すると、対国家公務員指数は 100.9 となる。</p> <p>○ 国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p> <p>① 在勤地が大都市圏であること 比較対象となる国家公務員の平均給与は全国平均であるが、機構の在勤地は大都市圏(東京都特別区及び大阪市)であり、特別都市手当(国の地域手当に相当)の支給対象に差があること(職員の割合…東京都特別区：90.9%、大阪市：9.1%)。</p> <p>② 大学卒以上の比率が高いこと 国家公務員(行政職(一))の大学卒以上の比率は 59.4%(令和 2 年国家公務員給与等実態調査)であるのに対し、機構職員の大学卒以上の比率は 94.3%となっており、学歴構成による差があること。</p> <p>○ 給与水準の適切性の検証</p>	対国家公務員	116.5	地域勘案	103.4	学歴勘案	113.2	地域・学歴勘案	100.9		
対国家公務員	116.5													
地域勘案	103.4													
学歴勘案	113.2													
地域・学歴勘案	100.9													

				<p>在勤地が大都市圏であること、大卒以上の高学歴者の割合が高いことから、対国家公務員指数（年齢差勘案）と国家公務員に比較して給与水準が高くなっているが、年齢・地域・学歴差を勘案したラスパイレス指数は100.9となる。</p> <p>○ 給与水準の適正化を引き続き着実に進めていくため、令和2年度においても以下の事項を実施するとともに、給与水準の検証結果と今後講ずる措置を機構ホームページに6月に公表した。</p> <p>a 55歳を超える職員（4等級（課長代理級）以下の職員を除く）に対する本俸、役職手当等の支給について、国は1.5%の減額支給措置が平成30年3月31日をもって廃止となったが、機構は0.5%の減額を引き続き実施</p> <p>b 特別都市手当（国の地域手当に相当）について、国は平成18年度以降引上げを行い、平成28年度に20%（東京都特別区）の支給割合となったが、機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続</p> <p>○ 令和2年人事院勧告を踏まえ、国家公務員に準じた給与改定を実施した。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生した経費（人材派遣料、コールセンター費用等）について支出状況を適宜把握し、経費削減を踏まえた適切な執行管理を行った。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価																
				業務実績	自己評価	評価	＜評価に至った理由＞															
<p>第5 財務内容の改善に関する事項</p> <p>通則法第29条第2項第4号の財務内容の改善に関する目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p> <p>1 運営費交付金以外の収入の確保</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で、利用者負担その他の自己収入を確保することに努めること。</p> <p>2 自己資金調達による貸付原資の確保</p> <p>福祉医療貸付事業</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3のとおり</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別表1-1～1-4のとおり</p> <p>2 収支計画 別表2-1～2-4のとおり</p> <p>3 資金計画 別表3-1～3-4のとおり</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、それぞれの事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めているか。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>○ 令和2年度においては、運営費交付金を充当して行う事業について、利用者負担に配慮しつつ、適切なサービスや料金体系を確保するとともに、福祉医療経営指導事業及び福祉保健医療情報サービス事業については、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で経営セミナーが開催できなかったこと等により、福祉医療経営指導事業収入は当初予算額を大幅に下回った。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>実績額</th> <th>予算額</th> <th>対予算比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療経営指導事業収入</td> <td>20,778千円</td> <td>61,201千円</td> <td>34.0%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健医療情報サービス事業収入</td> <td>5,007千円</td> <td>3,045千円</td> <td>164.4%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>25,785千円</td> <td>64,246千円</td> <td>40.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、従来の対面方式に加え、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）を実施（説明会はホームページ</p>	区 分	実績額	予算額	対予算比	福祉医療経営指導事業収入	20,778千円	61,201千円	34.0%	福祉保健医療情報サービス事業収入	5,007千円	3,045千円	164.4%	合 計	25,785千円	64,246千円	40.1%	<p>＜評価と根拠＞</p> <p>評価：B</p> <p>○ 令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で福祉医療経営指導事業に係る経営セミナーが開催できなかったこと等により、収入が当初予算額を大幅に下回ったものの、福祉保健医療情報サービス事業については、利用者負担に配慮しつつ適切なサービスや料金体系を確保するとともに、事業目的を損なわない範囲で自己収入の確保に努めた結果、当初予算額を上回る自己収入を確保することができた。</p> <p>○ 福祉医療機構債券の発行については、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、従来の対面方式に加え、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）を実施したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行うことができた。</p> <p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和2年12月に5.2億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染</p>	<p>評価</p> <p>＜評価に至った理由＞</p>
区 分	実績額	予算額	対予算比																			
福祉医療経営指導事業収入	20,778千円	61,201千円	34.0%																			
福祉保健医療情報サービス事業収入	5,007千円	3,045千円	164.4%																			
合 計	25,785千円	64,246千円	40.1%																			

<p>及び年金担保貸付事業において、債券の発行等による資金調達を適切に行うこと。</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 95,500 百万円</p> <p>2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、</p>	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額 95,500 百万円</p> <p>2 想定される理由 (1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金不足に対応するため。 (2)一般勘定において、貸付原資の調達の遅延等による貸付金の資金不足に対応するため。 (3)年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定において、貸付原資に充当するため。 (4)共済勘定において、退職者の増加等による給付費の資金不足に対応するため。 (5)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、</p>	<p>金調達を適切に行っているか。</p>	<p>に動画掲載1回、個別IRは訪問4回、オンライン又は電話会議9回、主幹事証券会社経由で資料配布40回)したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。</p> <p>なお、年金担保貸付事業においては、資金需要が予定を下回ったことから、令和2年度下期の3年債発行を見送った。</p> <table border="1" data-bbox="1264 359 1991 646"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>金 額</th> <th>年 限</th> <th>発 行 日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉医療貸付事業 (一般勘定)</td> <td>100 億円</td> <td>10 年</td> <td>令和2年6月19日</td> </tr> <tr> <td>年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)</td> <td>70 億円</td> <td>3 年</td> <td>令和2年6月19日</td> </tr> <tr> <td>福祉医療貸付事業 (一般勘定)</td> <td>100 億円</td> <td>10 年</td> <td>令和2年12月18日</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>270 億円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	年 限	発 行 日	福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	令和2年6月19日	年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	70 億円	3 年	令和2年6月19日	福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	令和2年12月18日	合 計	270 億円	—	—	<p>症拡大の影響により、医療機関等において急増した資金需要に柔軟に対応するため、厚生労働大臣に対し中期計画に定める短期借入金の限度額(955億円)を超えた短期借入認可申請(3,866億円)を行い、認可を受けて資金調達を実施した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
区 分	金 額	年 限	発 行 日																							
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	令和2年6月19日																							
年金担保貸付事業 (年金担保貸付勘定)	70 億円	3 年	令和2年6月19日																							
福祉医療貸付事業 (一般勘定)	100 億円	10 年	令和2年12月18日																							
合 計	270 億円	—	—																							

<p>3 不要資産の国庫納付</p> <p>将来にわたり業務を確実に実施する上で必要なくなったと認められる財産（不要財産）を速やかに国庫納付すること。</p>	<p>偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等について、業務廃止後、金銭納付により国庫納付する。</p> <p>第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源</p>	<p>偶発的な出費に対応するため。</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし</p> <p>第6 第5の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし</p> <p>第7 剰余金の使途 ・ 全勘定に共通する事項 業務改善に係る支出のための原資 職員の資質向上のための研修等の財源</p>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、計画どおり適切に実施しているか。</p>	<p>○ 不要財産の国庫納付については、会計検査院による平成29年度決算検査報告における機構への意見表示「独立行政法人福祉医療機構の労災年金担保貸付勘定における政府出資金の規模について」を踏まえ、厚生労働省と協議を行った結果、令和2年12月に5.2億円の不要財産（現預金）を国庫納付した。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務> ○ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、医療機関等において急増した資金需要に柔軟に対応するため、厚生労働大臣に対し中期計画に定める短期借入金の限度額(955億円)を超えた短期借入認可申請(3,866億円)を行い、認可を受けて資金調達を実施した。</p>		
---	--	--	--	---	--	--

				○ 福祉医療機構債券の発行については、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、従来の対面方式に加え、動画配信やオンライン会議システム等を活用し、発行に係る説明会及びIR（投資家向けの広報活動）を実施（説明会はホームページに動画掲載1回、個別IRは訪問4回、オンライン又は電話会議9回、主幹事証券会社経由で資料配布40回）したこと等により、適切な発行条件で円滑な資金調達を行った。（再掲）		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

目的積立金等の状況については、次表のとおりである。

（単位：百万円、%）

	平成30年度（初年度）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度（最終年度）
前期中(長)期目標期間繰越積立金	300	291	286		
目的積立金	-	-	-		
積立金	-	2,748	5,347		
うち経営努力認定相当額					
その他の積立金等	-	-	-		
運営費交付金債務	-	-	944		
当期の運営費交付金交付額（a）	2,548	2,238	3,975		
うち年度末残高（b）	-	-	944		
当期運営費交付金残存率（b÷a）	-	-	24		

（注）単位未満の端数については、金額は切り捨て、小数点以下は四捨五入して記載している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営に関する重要目標は、次のとおりとする。</p> <p>なお、独立行政法人制度の趣旨を十分に踏まえ、業務実施方法の更なる改善を図り、機構に期待される社会的使命を効率的、効果的に果たすことができるよう、経営管理の充実・強化を図ること。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制を継続的に見直すこと。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構に期待される社会的使命を効率性、有効性を持って果たしていくために、機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 国の政策や福祉医療に係る事業経営環境が変化の中で福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成等の業務運営体制について、継続的に見直しを行う。</p>	<p>第8 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>機構において最適なガバナンスの更なる高度化を図るとともに、引き続き、「専門性の向上」と「業務間の連携強化」を図り、小回りのきく福祉、医療を支援する専門店として、次のような機構の事業全般にわたる共通の取組を実施する。</p> <p>1 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備</p> <p>(1) 政策動向や事業経営環境の変化を踏まえ、組織編成等の業務運営体制の見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、業務運営体制を継続的に見直しているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 令和2年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しを実施した。</p> <p>a 総務部の再編</p> <p>一時金支払等業務及び補償金支払等業務において業務量の増加が見込まれること等を踏まえ、支払業務室を新たな部署へ移管した。</p> <p>b 共済部の再編</p> <p>被共済職員の契約・給付件数の増大や、難易度が高く時間を要する個別審査案件の増加等を踏まえ、契約業務及び給付業務双方の堅確化の観点から、既存の退職共済課を「退職共済課」と「退職給付課」に分割し、体制の強化を図った。</p> <p>また、扶養保険課については、心身障害者扶養共済制度を安定的に運営する観点から、一層の制度周知・加入促進を実施する必要があることを踏まえ、新たな部署へ移管した。</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定したほか、トップマネジメントを補佐する経営企画会議を、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面で開催し、重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行うとともに、役員連絡会を原則として毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一を徹底した。</p> <p>なお、経営企画会議の協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対しても発信した。</p> <p>また、四半期毎の経営企画会議の開催に加えて、下半期より、特に報告の必要性の高い内容については、月次にて報告することとし、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた新たな報告方法等を確立するなど、効果的に把握・共有し、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP(業務継続計画)に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」</p>	<p>評定</p> <p><評定に至った理由></p>	

					<p>c 保険・支払業務部の創設 障害者等への支援の観点から、心身障害者扶養保険事業を所掌する扶養保険課と一時金支払等業務及び補償金支払等業務を所掌する支払業務室を再編し、「保険・支払業務部」を創設した。</p> <p>d 顧客業務部の再編 リスク管理債権の増加や法的整理等複雑な処理を要する案件の増加等を踏まえ、債権課について、条件緩和等を所掌する「債権第一課」と法的整理等を所掌する「債権第二課」とに分割した。</p> <p>e 新型コロナウイルス対策融資業務室の設置 福祉・医療施設に対する新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資の申込み迅速かつ適切に対応するため、組織横断的な併任体制として、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置した。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP（業務継続計画）に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した（危機管理対策本部会議：5回）。</p> <p>○ 令和3年度の業務運営体制に係る以下の組織見直しについて決定した。</p> <p>a 情報事業部の再編 情報セキュリティ脅威への万全な実施体制の構築及び政府統一基準に準拠した運用管理部門との牽制機能を確保するため、「情報セキュリティ対策課」を創設する。</p> <p>b 新型コロナウイルス対策融資業務室の再編 福祉・医療施設に対する新型コロナウイルス対応支援資金については、組織横断的な併任体制として新型コロナウイルス対策融資業務室を設置し対応してきたところであるが、当該融資業務は継続業務であることから専任体制とし、より一層迅速かつ効果的に対応するため、福祉医療貸付部と新型コロナウイルス対策融資業務室を統合・再編し、福祉医療貸付部に「新型コロナウイルス対応支援室」を創設する。</p> <p>c 経営サポートセンターの再編 経営サポートセンターは、リサーチグループ及びコンサルティンググループにて業務を実施しているが、両グループにおける機能が混在していることから、リサーチグループは「情報発信及び行政支援」を、コンサルティ</p>	<p>を都度指示し、業務運営体制を確りと確立するとともに、新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資の申込み迅速かつ適切に対応するため、組織横断的な併任体制として「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置した。</p> <p>また、令和3年度以降も継続する当該融資業務に加えて、新たに発生する債権管理業務など膨大な業務量を処理する体制を構築するため、新たに執務室を拡張し、執務環境の整備を行った。</p> <p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、各部署と連携のうえ、WAM NET 基盤（メール一括配信機能やセキュリティの高い連絡・掲示板システム等）及びオンライン会議システム等を活用し、福祉保健医療施策を推進するとともに、機構各事業の事務の効率化及び利用者サービスの向上を図った。</p> <p>○ 福祉医療経営指導事業において、Web 回答による各種アンケート調査の仕組みを構築し、円滑かつ効率的に実施した。</p> <p>○ 福祉医療貸付事業等の利用者に対し、迅速なユーザーIDの発行や問い合わせ対応を行い、電子届出事務の円滑な実施を支援した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

	<p>(2)国の政策や福祉医療に係る事業経営環境の変化等に迅速的確に対応するため、トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図ることで、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>(2)トップマネジメントを補佐する経営企画会議等の効率的かつ効果的な運営を図り、理事長のリーダーシップが組織運営に反映される統制環境を維持・強化する。</p>	<p>○ トップマネジメント機能が有効に発揮され、国の福祉医療施策の変化等に関する重要事項に迅速かつ的確に対応しているか。</p>	<p>ンググループは「個別支援」をそれぞれ担うことで両グループの機能を明確化し、より効果的かつ効率的に業務を実施するため、リサーチグループの「事業報告書チーム」をコンサルティンググループに移管し、再編する。</p> <p>○ 役員会を原則として月1回開催し、機構の業務運営等に関する重要事項を審議・決定した。</p> <p>○ トップマネジメントを補佐する経営企画会議は、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面で開催し、理事長からの「機構運営哲学」及び「行動の指針」の提示、全役員による「令和2年度重点目標」の指示、「令和元年度業務実績評価の検証」等の重要案件に対し、迅速かつ的確に経営判断を行った。</p> <p>なお、協議内容等については、迅速かつ的確に浸透させるため、イントラネット等を通じて全職員に対して発信した。</p> <p>また、四半期毎の経営企画会議の開催に加えて、下半期より、特に報告の必要性の高い内容については、月次にて報告することとし、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた新たな報告方法等を確立するなど、効果的に把握・共有し、トップマネジメントの推進を図った。</p> <p>○ 役員連絡会を毎週開催し、機構内での情報の共有化及び問題意識の統一の徹底を図った。</p>		
	<p>(3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>(3)多岐にわたる事業を実施している機構の特長や専門性を活かし、業務間の連携を強化するとともに、職員の業務改革等に向けた取組を奨励し、業務改善活動の活性化を図ることにより、業務の効率的な運営を図る。</p>	<p>○ 業務間の連携強化や業務改善活動の活性化により、どのような業務運営の効率化が図られているか。</p>	<p>○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、機構の各業務において、以下のとおり WAMNET 基盤やオンライン会議システムを活用した取組みを行った。</p> <p><オンライン会議システムの活用></p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る融資相談、債権管理に係る代表者ヒアリング及び地方銀行協会との打合せ会議等</p> <p>b 経営支援事業に係るコンサルティング業務</p> <p>c 社会福祉振興助成事業に係る助成相談及び中間支援組織（NPO センター等）を活用した助成説明会</p> <p>d 「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」、「心身障害者扶養保険資金運用委員会」、「WAMNET 事業推進専門委員会」などの外部委員が参画する各種委員会</p> <p>e 福祉医療貸付事業・年金担保貸付事業・承継年金住宅融資等債権管理回収業務に係る業務改善・代理貸付事</p>		

					<p>務手続きに関する全国銀行協会との会議</p> <p>f 財務省、厚生労働省など所管部局との打合せ等の会議</p> <p><WAM NET 基盤の活用></p> <p>a 福祉医療貸付事業に係る受託金融関に対する業務説明等について、専用掲示板へ資料及び説明動画を掲載することで、平時と遜色のない業務説明体制を実現した。</p> <p>b 新型コロナウイルス対応支援資金の融資制度を周知するため、融資案内動画等を WAM NET に掲載し、より分かりやすく情報提供を行った。</p> <p>c 福祉医療経営指導事業で実施する経営セミナーにおいて、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえた医療機関や社会福祉施設等の今後の経営の在り方及び組織運営等をテーマとした「新型コロナウイルス対策経営セミナー福祉編・医療編」、「社会福祉法人会計実務セミナー財務管理編・経営環境対応編」、「介護老人保健施設経営セミナー」をオンラインセミナーとして配信した。</p> <p>d 福祉医療経営指導事業が実施する各種調査を Web で実施する仕組みを構築して、社会福祉法人経営動向調査等を円滑かつ効率的に実施した。</p> <p>e 社会福祉振興助成事業の募集説明動画を WAM NET に掲載し、NPO 法人等社会福祉の振興に寄与する非営利法人向けに情報提供を行った。</p> <p>f 社会福祉振興助成事業において、審査・評価委員と機構間の連絡・調整業務の効率化を図るため、審査や事業評価に係るデータ授受等を安全に行うための専用連絡システムの機能の充実を図った。</p> <p>g 退職手当共済事業において、WAM NET 基盤のメール一括配信機能を活用し、共済契約者あてに新型コロナウイルス感染症対応に係る通知や退職届作成システムの利用促進に係る案内等を送信した。</p> <p>h 年金担保貸付利用者 1 万人を対象としたアンケート調査結果の公表にあたり、WAM NET 基盤を活用し、受託金融機関担当者が速やかに閲覧できる環境を整備した。</p> <p>i 福祉医療貸付事業及び退職手当共済事業の電子申請システムの利用者に対し、迅速なユーザーID の発行やシステム利用における問い合わせに対応し、電子届出事務の円滑な実施を支援した（電子届出システムの利</p>		
--	--	--	--	--	--	--	--

		<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>さらに、機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行う。</p>	<p>○ 機構事業への理解・支持促進に資するための効果的な情報発信及び広報活動を行っているか。</p>	<p>用率：福祉医療貸付 95.7%（前年度 94.2%）、退職手当共済 92.0%（前年度 91.3%）。</p> <p>j WAM NET 基盤によるメール一括配信機能を活用し、各事業における事務の効率化及び利用者サービスの向上を支援した（実績 189 件）。</p> <p>k 福祉医療機構債券の発行にあたり、投資家・アナリスト向け決算説明の動画を WAM NET に掲載し、証券会社や機関投資家等に向けて平時と遜色のない情報提供を行った。</p> <p>○ 機構事業に関するプレスリリースを実施し、機構事業への理解・支持促進に努めた（実績：50 回）。</p> <p>○ 寄付月間（Giving December）「賛同パートナー」の登録を引き続き行い、機構ホームページ上の「ご寄付のお願い」ページに寄付月間ロゴを掲載するなど、機構の認知度及び社会的な信頼性を高めるとともに、寄付金獲得の一助となる活動を実施した。</p> <p>○ WAM NET やメールマガジン、Twitter 等を積極的に活用し、それぞれの媒体の特徴を活かし相乗的に広報することで、新型コロナ関連情報をはじめとする各種情報の効果的な拡散を図った（メールマガジン：235 件、Twitter：1,583 件）。</p> <p>また、Twitter の発信については、新たに「Twitter カード」を導入し、サムネイル画像やタイトル等の投稿内容が広く表示され、より閲覧者に訴求するよう充実化を図った。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP（業務継続計画）に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した（危機管理対策本部会議：5 回）。（再掲）</p> <p>○ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資の申込みに迅速かつ適切に対応するため、組織横断的な併任体制として、「新型コロナウイルス対策融資業務室」を設置した。（再掲）</p> <p>また、新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資の申込みに迅速かつ適切に対応し、令和 3 年度以降も継続する当該融資業務に加えて、新たに発生する債権管理業</p>		
--	--	---	---	---	--	--	--

				<p>務など膨大な業務量処理する体制を構築するため、新たに執務室を拡張し、執務環境の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構ホームページのトップ画面で「新型コロナウイルス対応支援資金」をはじめ、機構各業務における新型コロナウイルス対応についてまとめて掲載し、理解促進と利便性の向上を図った。 ○ 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、対面による相談や各種会議、研修・セミナー等の開催が困難となったため、各部署と連携のうえ、WAMNET 基盤やオンライン会議システム等を活用し、平時と遜色のない対応・情報提供等を行った。(再掲) 		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載)

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有すること。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を踏まえた内部統制</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえ、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。</p> <p>また、モニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うことにより、機構の組織規模及び事務・事業の特性を</p>	<p>2 内部統制の充実</p> <p>(1) 内部統制の更なる充実を図るため、内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有する。</p> <p>また、ガバナンス委員会や監査によるモニタリングを通じて内部統制の仕組みが有効に機能しているか点検・検証を行い、その結果を踏まえて当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 内部統制基本方針等関係規程類を適時適切に見直し、整備するとともに、各種会議や研修等における指示の伝達等を通じて役職員で認識を共有しているか。</p> <p>○ 内部統制の仕組みが有効に機能しているかモニタリングを通じて点検・検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ ガバナンス委員会については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面で開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットへの資料掲載や会議議事録等による職員への指示・伝達を通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>なお、四半期毎のガバナンス委員会の開催に加えて、下半期より、リスク管理の観点から、事務リスク及び顧客サポート等の対応実施状況について、会議構成員への資料配布による月次報告を行い、情報の把握・共有を図った。</p> <p>○ 全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われたことを確認した。</p> <p>また、令和2年度内部監査結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価したうえで令和3年度内部監査実施計画を策定した。</p> <p>○ サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室及び福祉基盤課と連携し、メールサーバの乗っ取りを想定したインシデント発生時における対応訓練を実施するとともに、情報システムに対するサイバー攻撃へ</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>○ ガバナンス委員会については、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じた運営とするため、原則として四半期毎に書面で開催し、リスク管理に関する事項等について、機構内のイントラネットを通じて、役職員で認識を共有した。</p> <p>また、全役職員向けにコンプライアンス研修を開催し、内部統制及びコンプライアンス意識の定着を図った。</p> <p>○ 内部統制の更なる充実を図るため、ガバナンス委員会において、リスク等管理に係る各種モニタリングの報告等の実施及び当該活動結果を踏まえた規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかについて「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日総務省行政管理局通知)を踏まえた総括点検を実施した。</p> <p>○ リスク・アプローチに基づく内部監査を実施し、検出された問題事象に関する改善活動のフォローアップを行い、マニュアル等の見直しが行われたことを確認した。</p> <p>また、令和2年度内部監査結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・評価したうえで令和3年度内部監査実施計画を策定した。</p> <p>○ サイバー攻撃への防御力及び組織対応力を強化するため、厚生労働省サイバーセキュリティ担当参事官室及び福祉基盤課と連携し、メールサーバの乗っ取りを想定したインシデント発生時における対応訓練を実施するとともに、情報システムに対するサイバー攻撃へ</p>	<p>評定</p>	<p><評定に至った理由></p>

<p>の更なる充実を図ること。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。</p>	<p>踏まえた内部統制の更なる充実を図る。</p> <p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>(2) 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類を必要に応じて見直すとともに、サイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。</p>	<p>○ 情報セキュリティポリシー等関係規程類を適時適切に見直すとともに、適切な情報セキュリティ対策を講じることにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力及び組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>○ 情報セキュリティ対策の実施状況を把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図っているか。</p>	<p>において内部監査の総括報告を行うとともに、その結果等を踏まえ、リスク管理上の課題を分析・定量評価し、令和3年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○ 内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)が主催するCSIRT研修を受講した(実績:eラーニング3回)。</p> <p>○ 国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)が主催する実践的サイバー防御演習を受講した(実績:1名)。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、令和2年度情報セキュリティ計画を策定し、次のとおり情報セキュリティ対策の強化を行った。</p> <p>a 標的型攻撃メール対応訓練</p> <p>b 情報セキュリティ遵守事項を中心とした研修</p> <p>c 従来のメールブロック機能等に加え、なりすましメールのブロック機能、メール本文中の悪意あるURLのブロック機能の強化及びメール監視サーバに特定のドメインからのメールブロック設定の追加</p> <p>○ 情報セキュリティインシデント対処に係る厚生労働省との連携訓練を実施し、連絡体制の確認及び連携強化を図った。</p> <p>○ 令和2年度情報セキュリティ計画を策定し、標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回)やセキュリティ研修(実績:8回)を実施した。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、情報システム委員会において審議・承認を経て、次のとおり情報セキュリティ対策を実施した。</p> <p>また、その内容については情報システム委員会において検証を実施することで、PDCAサイクルを踏まえた情報セキュリティ対策の強化・改善を図った。</p> <p>a 人的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回) ・構内LAN(オープン環境)におけるセキュリティ関連情報の周知 ・新任者向け情報セキュリティ研修及び情報シ 	<p>の対応事例等をテーマとした内閣セキュリティセンター(NISC)主催の研修を受講した(実績:3回)。</p> <p>また、令和2年度情報セキュリティ計画を策定のうえ、標的型攻撃メール対応訓練(実績:6回)やセキュリティ研修(実績:8回)を実施した。</p> <p>○ 情報システムの安全性・信頼性の確保のため、標的型攻撃メール対応訓練や情報セキュリティ研修などの情報セキュリティ対策を講じ、その結果等を情報システム委員会で検証することで、PDCAサイクルを踏まえた強化・改善を図った。</p> <p>物理的対策としては、シンクライアント端末へ移行させることで、テレワーク実施時や万が一のサイバー攻撃、盗難、紛失などに対してもよりセキュアな環境を構築した。</p> <p>また、委託業者及びデータセンターと連携した災害時対応訓練を実施し、セキュリティ対策の更なる高度化を図った。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン会議システムの導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なシステムによるオンライン会議システムを厳選し、顧客等とのコミュニケーションの安全を確保した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし。</p>	
---	---	--	---	---	--	--

				<p>システム管理者向け研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記訓練、研修等で把握された課題等の再周知、再訓練の実施 <p>b 技術的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールブロック機能の強化（なりすましメールのブロック機能及びメール本文中の悪意あるURLのブロック機能の追加） <p>c 物理的対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PC 端末の更新に伴い、ハードディスク等の記憶媒体を搭載しないため、情報が残らないシンクライアント端末への移行 <p>d 災害時対応訓練（委託業者及びデータセンターと連携）</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン会議システムの導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なシステムを厳選した。</p> <p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症に対応するため、BCP（業務継続計画）に則り、速やかに危機管理対策本部を設置のうえ、「優先復旧業務等への対応方針」、「緊急事態宣言及び緊急事態解除宣言等を踏まえた対応」を都度指示し、業務運営体制を確りと確立した（危機管理対策本部会議：5回）。（再掲）</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うオンライン会議システムの導入にあたっては、現行の政府統一基準に準拠した高度なセキュリティ確保が可能なシステムを厳選した。（再掲）</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
		<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>独立行政法人福祉医療機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年厚生労働省令第148号）第4条の業務運営に関する事項は、次のとおりとする。</p>	<p>第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>（1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p> <p>（2）福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針の策定について検討を行う。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。</p> <p>○ 金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について運用した。</p> <p>○ 出産や育児に関する支援制度及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進するため、イントラネットに掲載している制度案内を改訂のうえ再周知を行い、啓発に努めた。</p> <p>○ 働き方改革の推進とともに、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告した。</p> <p>○ 人材の確保・育成に係る方針の策定に向けて、他法人の情報収集等を実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 育児・介護等との両立支援の推進については、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を継続するとともに、出産や育児及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進した。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得状況、時間外勤務実績等を経営企画会議等で報告を行った。</p> <p>○ 人材の確保・育成に係る方針の策定に向けて、他法人の情報収集等を実施した。</p> <p>○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、通信教育等による職員研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を引き続き実施した。</p> <p>○ 緊急事態宣言等を踏まえ、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤を継続して実施したほか、在宅勤務・出勤停止の制度を創設するなどの整備を進めるとともに、事務所内の感染予防対策を徹底した。</p> <p>○ 更なる感染拡大に備え、機構のBCP対策に資するものとして在宅勤務（テレワーク）が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を開始した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>	
<p>3 人事に関する事項</p> <p>（1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じること。</p> <p>（2）福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質</p>	<p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>（1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p> <p>（2）福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針を策定するなど、職員の資質向上を図る</p>	<p>1 職員の人事に関する計画</p> <p>（1）女性活躍や働き方改革を推進する観点から、育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じる。</p> <p>（2）福祉医療分野における金融業務機能等の強化を図る観点から、人材の確保・育成に係る方針の策定について検討を行う。</p>	<p><評価の視点></p> <p>○ 育児・介護等との両立支援、ワーク・ライフ・バランスの推進などの各種人事施策を講じているか。</p> <p>○ 金融業務機能等の強化を図る観点から、人材確保・育成に係る方針の策定について検討を行っているか。</p>	<p>○ 育児・介護等との両立支援を推進するため、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制について運用した。</p> <p>○ 出産や育児に関する支援制度及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進するため、イントラネットに掲載している制度案内を改訂のうえ再周知を行い、啓発に努めた。</p> <p>○ 働き方改革の推進とともに、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得を促進するため、その取得状況及び時間外勤務実績等について、定期的に経営企画会議等で報告した。</p> <p>○ 人材の確保・育成に係る方針の策定に向けて、他法人の情報収集等を実施した。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>○ 育児・介護等との両立支援の推進については、産前産後休暇、育児休業及び復帰後の職員のための相談体制を継続するとともに、出産や育児及び介護に関する支援制度を必要とする職員が利用しやすい環境づくりを促進した。</p> <p>○ ワーク・ライフ・バランスの推進については、働き方改革関連法の施行に伴い年5日間の取得が義務付けられた年次有給休暇の取得状況、時間外勤務実績等を経営企画会議等で報告を行った。</p> <p>○ 人材の確保・育成に係る方針の策定に向けて、他法人の情報収集等を実施した。</p> <p>○ 担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発等を目的として、通信教育等による職員研修を実施した。</p> <p>また、専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を引き続き実施した。</p> <p>○ 緊急事態宣言等を踏まえ、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤を継続して実施したほか、在宅勤務・出勤停止の制度を創設するなどの整備を進めるとともに、事務所内の感染予防対策を徹底した。</p> <p>○ 更なる感染拡大に備え、機構のBCP対策に資するものとして在宅勤務（テレワーク）が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を開始した。</p> <p><課題と対応></p> <p>特になし</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由></p>		

<p>向上を図るため、人材の確保・育成に努め、士気及び専門性の高い組織運営に努めること。</p>	<p>ため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修や外部との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標の期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額について、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>また、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした、より効果的な研修を実施するとともに、専門性を磨き、民間活動への支援の質を高めるため、若手職員の育成を目的とした福祉医療分野に関する専門研修、金融業務機能の強化のための研修や民間金融機関等との人事交流を引き続き行う。</p> <p>2 施設及び設備に関する計画 なし</p> <p>3 積立金の処分に 関する事項 前期中期目標期間からの繰越積立金は、独立行政法人福祉医療機構法第 12 条第 1 項に定める業務の財源に充てることとする。</p>	<p>○ 職員の資質向上を図るため、担当業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的とした各種研修を実施するとともに、外部との人事交流を行っているか。</p>	<p>○ 業務に必要な知識・技術の習得、能力開発等を目的として、通信教育等（「自己査定実務講座」ほか）を実施した。</p> <p>○ 専門性の高い職員を育成・確保するため、民間金融機関等との人事交流を実施した。</p>		
--	---	--	--	---	--	--

				<p><新型コロナウイルス感染症への対策として実施した業務></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年4月の緊急事態宣言等を踏まえ、業務継続及び職員の感染防止の観点から、時差出勤を継続して実施するとともに、在宅勤務及び出勤停止の制度等を創設した。 さらに、小・中・高・特別支援学校等の臨時休校に伴う特別休暇や妊娠中又は基礎疾患を有する職員等に適用するための特別有給休暇の制度を創設した。 ○ 感染予防策として有用な情報提供を行うとともに、事務所の各出入口への手指消毒剤及び全職員の机上にアクリル板を設置する等の感染予防対策を徹底した。 ○ 更なる感染拡大に備え、機構のBCP対策に資するものとして、在宅勤務（テレワーク）が実施可能な環境を整備し、速やかに運用を開始した。 ○ 年次有給休暇のより一層の取得を奨励することに加え、感染拡大防止の観点から、国からの依頼も踏まえ、年末年始を年休取得促進週間とした。 	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

（予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析などを記載）